

平成25年第2回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成25年6月7日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年6月10日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年6月10日	15時16分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	3番	牧菌綾子		4番	木村照夫	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	健康福祉課長	熊本弘樹		
	副町長	田代正好	農林環境課長	松雪靖弘		
	教育長	大串和人	まちづくり推進課長	天本正弘		
	総務課長	酒井英良	会計管理者	天本政人		
	企画政策課長	木村司	教育学習課長	原博文		
	財政課長	城本好昭	農林環境課主幹	木原弘善		
	税務住民課長	鶴田勝美	農林環境課農林係長	毛利博司		
	こども課長	内山十郎				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		追加議案上程 提案理由説明 (第33号議案～第36号議案)
日程第2	第22号議案	基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
日程第3	第23号議案	基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定について
日程第4	第24号議案	基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
日程第5	第25号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第6	第26号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第7	第27号議案	町道の路線の認定について
日程第8	第28号議案	佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議について
日程第9	第29号議案	基山町土地開発公社定款の一部変更について
日程第10	第30号議案	平成25年度基山町一般会計補正予算(第1号)
日程第11	第31号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
日程第12	第32号議案	平成25年度基山町下水道特別会計補正予算(第1号)
日程第13	第33号議案	基山町長等の給与の特例に関する条例の制定について
日程第14	第34号議案	平成25年度基山町一般会計補正予算(第2号)
日程第15	第35号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
日程第16	第36号議案	平成25年度基山町下水道特別会計補正予算(第2号)
日程第17	報告第2号	基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第18	報告第3号	基山町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第19	報告第4号	基山町土地開発公社の事業報告について
日程第20	委員会付託	

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議します。

日程第1 追加議案上程 提案理由説明

（第33号議案～第36号議案）

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 追加議案上程。第33号議案から第36号議案の提案理由説明を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

平成25年第2回定例議会に追加提案をさせていただきます議案について、御説明をいたします。

まず、第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

東日本大震災を受け、防災・減災事業に積極的に取り組み、地域経済の活性化を図るため、国から各地方公共団体においても給与減額支給措置を講ずるように要請があり、また、地方交付税についても、当該給与削減額相当を減額して交付する措置が適用されることに対応するため、本年7月から来年3月まで、町長、副町長、教育長及び一般職の職員の給与の特例措置を講ずるため、基山町長等の給与の特例に関する条例を制定するものでございます。

本来、地方自治の給与は自治体で決めるのが本筋であるにもかかわらず、今回、国の一方的な要請で、そして交付税削減措置を絡めたもので、私どもといたしましても簡単に承服できるものではなく、町としてもどう対処するか苦慮をいたしました。また、要請もあり、また、日ごろよりラスパイレス指数の高さも指摘されていることにも鑑み、苦渋の決断をいたしましたようなわけでございます。

特例措置の内容は、等級等に応じて給料を3.9%から7.3%を減額して支給するものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第34号議案から第36号議案までは、給与の特例措置に伴う平成25年度各会計の歳入歳出補正予算についてでございます。

まず、第34号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）についてでございます。
今回、補正予算として2,900万円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は、歳入歳出とも54億2,133万5,000円になります。

補正予算の内容は、特例措置に伴う給料2,323万5,000円、共済費553万2,000円の減額と、特別会計から支給いたします給与についても特例措置により減額になりますので、これに伴う国民健康保険特別会計への繰出金52万9,000円、下水道特別会計への繰出金25万5,000円の減額です。また、財源調整として予備費を55万1,000円増額しております。歳入では、歳出減額見合い分を財政調整基金繰入金から減額し、財源調整をしております。

内容につきましては、事項別明細書をお目通しを願います。

次に、第35号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回補正予算として52万9,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも22億270万3,000円になります。

補正予算の内容は、特例措置に伴う給料43万5,000円、共済費9万4,000円の減額でございます。また、歳入では、歳出減額見合い分を一般会計繰入金から減額し、財源調整しております。

内容につきましては、事項別明細書をお目通し願います。

次に、第36号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

今回補正予算として51万1,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額、歳入歳出とも3億5,060万6,000円になります。

補正予算の内容は、特例措置に伴う給料42万円、共済費9万1,000円の減額でございます。また、歳入では、歳出減額見合い分を一般会計繰入金から減額し、財源調整しております。

内容につきましては、事項別明細書をお目通し願います。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例について補足説明をさせて

いただきます。

追加議案書 1 ページをお願いいたします。

今回の基山町長等の給与の特例に関する条例につきましては、先ほど町長も提案理由の中で述べましたとおり、国において東日本大震災の記憶も新しい今日、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに地域経済の活性化を図るため、国家公務員の給与削減措置が決定されております。地方公共団体においても、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請がありました。また、地方交付税の交付についても、当該給与削減相当額を減額して交付する措置が適用されることに対応するため、町長等の給与を減額するため基山町長等の給与の特例に関する条例を制定する必要があります。

では、条例の本文について御説明いたします。

今回御提案しております条例は、町長、副町長、教育長及び一般職の給与を減額するため、給与の特例に関する条例を制定し、施行するものあります。

まず、第 1 条は、町長及び副町長の給料について、給料月額に100分の7.3を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。

ちなみに、給料減額の額としましては、町長は75万5,100円のうち5万5,122円が、副町長は61万7,500円のうち4万5,077円が減額となります。

次に、第 2 条でございますが、教育長の給料についてでございます。第 1 条と同じく、給料月額に100分の7.3を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。

教育長の給料減額の額としましては、52万3,400円のうち3万8,208円が減額となります。

次に、第 3 条でございますが、一般職の職員の給料月額の減額について規定しております。一般職の職員につきましては、第 3 条の表をごらんいただきたいと思いますと思いますが、2 級以下、3 級、4 級または 5 級、6 級の 4 段階に区分し、それぞれ給料月額に100分の3.9から100分の7.3を乗じて得た額を減じた額を支給するものでございます。

減額を適用する期間は、第 1 条から第 3 条まで全て平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月 31 日までとしております。

また、今回の給与減額は、手当等の額については適用しないこととしております。

次に、第 4 条でございますが、給料月額の減額の計算の際の端数処理について規定し、円未満の端数については切り捨てるとしております。

最後に、施行日でございますが、平成25年 7 月 1 日から施行としております。

なお、技能労務職につきましては、基山町技能労務職員の給与に関する規則に規定しておりますので、追加議案資料に改正附則をつけさせていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

基山町長等の給与の特例に関する条例につきましては以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で補足説明が終わりました。

ここで10時10分まで休憩いたします。

～午前9時40分 休憩～

～午前10時10分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第2 第22号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 第22号議案 基山町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。神前議員。

○1番（神前輔行君）

これは所管なので、簡単に2点質問させていただきます。

まず、1点目が、新型インフルエンザということなのですけれども、インフルエンザに対するこれは専門的知識が必要なのですけれども、外部から部員を入れるのかどうかというのを1点お聞きします。もし外部から有識者等を入れる場合、その報酬など定めてあれば教えてください。

もう1点が、インフルエンザの本部の位置ですね。基山町の災害対策本部に関しては基山町役場内に置くというふうに位置づけがされてあるのですけれども、この新型インフルエンザ対策本部に関しては、どこに対策本部を置くのかというのが明記されていないかと思うのですけれども、その2点をお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、新型インフルエンザ等が発生した場合に、専門的な方は来られるのかということになると思いますけれども、現実的な話として、町内で仮にその新型インフルエンザ等にかかる患者が発生した場合については、まず国と県のほうが基山町のほうに派遣をされてまいります。その中には当然医療関係従事者等も入っておりますので、そういった形になります。で、国及び県が派遣した分については、国、県等で手当てをするということになっております。

それから、対策本部の設置場所ですけれども、確かにどこに置くという規定は設けておりませんが、基山町役場内で対応していくこととなります。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません。私も所管ですけれども、基本的なところだけ伺います。

1つは、平成20年末から新型インフルエンザが発生しまして、平成21年、私も、3月議会、6月議会、9月議会、12月議会、年4回の一般質問は全てこの新型インフルエンザも質問したという記憶があるぐらい大変な状況でした。幸いにして弱毒性でしたので死亡例というのは少なかったわけですけれども、それでも、社会的な大流行・パンデミックが起こりまして、ランクとしてはフェーズ4まで行ったというふうに記憶しています。

そのときには、新型インフルエンザ対策本部は設置されましたけれども、新型インフルエンザ等のこういう条例までは設置されませんでした。今回はなぜ条例を設けるのかというのが、第1点です。

それから、第2点は、前回は新型インフルエンザ対策本部、今回は「等」が入っています。つまり新型インフルエンザ、そのほかにもあるということでこの「等」が入っているのですね。では、この「等」は何なのかというのが、2点目です。

そして3点目に、今言いましたように、平成20年から21年度にかけて発生した新型インフルエンザで、基山町は対策準備室を設けて、そしてその後対策本部を設けて、いろんな対策をされました。それが継承されて今日、また中国を発生源にするこの新型インフルエンザに対処しなければならないというふうな状況の中で、それが継承されているのかという部分です。4年前のあの大変な職場も混乱し、感染防護服の着方もわからないというところから始まった状況で、それがきちっと今日生かされているのかというこの3点について質問いたします。

す。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、今回の条例を制定した理由でございますけれども、補足説明の中でも若干触れさせていただきましたが、今回新型インフルエンザ等対策特別措置法というのが昨年の5月11日に成立いたしましたして、本年の4月から施行になっております。その特措法の中で、各市町の対策本部についても条例で規定するよという必置義務になっておりますので、そういった関係と、やはり前回の新型インフルエンザ等の対策における部分でかなり混乱した部分もあったということで、事前のやはりそういった体制づくりをするために今回条例を制定させていただいたというふうに考えております。

それから、次に、新型インフルエンザ等と申しますときの「等」に含まれる感染症でございますけれども、まず1つは当然新型インフルエンザ、それから「等」に含まれますものとしたしましては、インフルエンザの中で再興型というのがございます。再興型と申しますのは、かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間経過をしているものとして厚労大臣が認めたものが再興したものであるということで、現在の国民の方にそういった免疫を持ってある方がいらっしゃらない再興型のインフルエンザを対象、それから、もう一つとしては、インフルエンザ等とは別に新感染症ということで、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤で、かつ当該疾病の蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとなっております。

そして、これまでの新型インフルエンザの対策につきましては、本町といたしましては、平成21年9月に基山町新型インフルエンザ対応行動計画というのを策定させていただいております。現在もこの行動計画に基づいて対応していくこととなります。そして、その中でも特に蔓延した場合の事業継続計画ですね。こちらのほうにつきましては、本町の職員等に毎年照会を行って、一応想定欠勤者を40%ということで、その分については毎年更新を行っております。そして、対応として、今回の特措法の中では第10条で備蓄等に関する規定がございます。そういった意味で、これまでも、この先ほど申し上げました基山町新型インフルエ

ンザ対応行動計画に基づいて備蓄等も行ってきたところでございますけれども、今回また新たためて特措法の中で備蓄に関しても規定をされておりますので、今後町の新たな新型インフルエンザ等に係る行動計画を作成することになりますので、そういった中でも十分に対応できるように実施していくようにしていきます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

今の説明で、国のほうが新型インフルエンザ等対策特別措置法を制定して、これをもとに各県、市、町、村まで要請をしているわけですね。私は、条例をつくって、その条例が形だけで実際動かなければ、逆に言えば足かせになる可能性もあるなという気がするのです。今回の場合はこれはあくまでも部局内で作ると、外部の人は入っていませんね。外部の方も入れるような状況が当然出てくると、この対策本部に。そうすると、実際に発生してからこの対策本部に部局の方も一緒に入れて対策本部をつくらなければならないというときには、条例で制定していれば、この条例の改正を議会にかけなければならないというタイムロスが出てくる可能性がないのかなと心配するのです。というのは、本当に本格的なパンデミックが発生して、平成21年、後手後手にやっぱり回ったのですね。これは国も後手後手に回って、県も後手に回って、それに基づいてやっぱり市、町もこの備蓄から含めて後手に回ったのです。だから、いざというときには在庫がないと。どこから在庫を集めるのかということで、その当時の健康福祉課長も大分頭を悩まされたのです。だから、私はこういうのも含めると、この条例の中に部局だけでしていることに対してまず不安があるというのがあります。

それから、「等」というのは、私もわかります。今から何が発生するかもわからないと。国民生活、私たちの生活に重大なるこういう影響を与えるインフルエンザにしてもありましようし、それ以外にもいろんな今出ていますね。だから、何が出るかわからないから、「等」を入れてとにかく対策するというのはわかります。

それから、もう一つ、今言われました平成21年のとき、大変苦労して備蓄をされたのです。6月議会のときに今いわれましたように、その当時、例えば感染防護服、基山町は900着備蓄しました。マスクについては1万マスク、サージカルマスクも含めて1万そろえたのです。それ以外に各小学校、中学校でもマスクの備蓄、そして消毒液の備蓄をしたのです。これは、その当時として、マスクは当然使った分もありますけれども、感染防護服あたりは、これは

急に着ろと言っても着られない関係で、各課で試着といひましようか、着る訓練なんかもされたのですね。これは、今、備蓄状況はどうなっていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まずもって、このインフルエンザの条例によって小回りがきかなくなるのではという御心配の部分だと思ひますけれども、今回は、6月7日に国の行動計画がようやく示されました。そして、それを受けて県が行動計画を作成し、その後、県と国の行動計画をもとに町の行動計画を作成していくこととなります。その中で具体的な対応等については今後検討していくこととなりますし、基本的には、その平成21年に作成いたしました新型インフルエンザ対応行動計画を参考にしながらその計画をつくっていくこととなりますけれども、そういった中で、やはり有事に備えたところの具体的な対応についても十分に検討をしていかなければならないと考へております。

そして、備蓄の状況でございますけれども、サージカルマスクと感染防護服、そちらのほうについては、現在、当時のまだ在庫がございまして、サージカルマスクにつきましては9,825枚、防護服については未使用ということで、当時1,300着購入いたしておりますけれども、そのまま保管をさせていただいております。消毒液につきましては、その消費期限が3年でございます、ちょうどその更新時期に来ておりまして、今年度また予算化をして、その分については補充をさせていただきたいと考へております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませぬか。河野議員。

○5番（河野保久君）

済みませぬ。不勉強なところもあると思ひますが、基本的なところをというか、まず、この本部条例が立ち上がって、本部を立ち上げるわけですが、具体的にどういつきにどうなって、どういつ流れになってこの本部が立ち上がるのかなというの、ちょっと僕は見えないので、その辺が1点と。

今、重松議員もおっしゃいましたように、これが医療機関との関係というのが、僕はいまわからないところがあるのですよね。本部だけでやっいて当然こういうものの対応というのは難しいところが出てくるわけですから、地元医療機関と周りの医療機関との関連と

か、その辺のことはどうなっているのでしょうか。この2点についてお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、新型インフルエンザ等が発生してからの時系列的な流れについて申し上げますと、まず新型インフルエンザ等が発生した場合に、厚労大臣が内閣のほうに報告をいたします。そして、その時点で政府の対策本部が設置をされます。と同時に、都道府県の対策本部も設置がされることとなります。その後、内閣の中で基本的対処方針というのが定められまして、それに基づいて各市、町も初期段階の行動をとっていくこととなります。そして、国内で新型インフルエンザ等が発生した場合で内閣が緊急事態宣言を出した場合に、今回上程をさせていただきました各市、町の対策本部が設置をされるということとなります。そして、その対策本部の立ち上げとともに具体的な各市、町の対応を行っていくということが、大まかな流れになります。

それから、関係医療機関との関係ですけれども、当然、町内の関係医療機関とは親密に連携をとりながら対応していくこととなりますけれども、国のほうがその指定医療機関等も定めておりますので、政府の対策本部が立ち上がった段階では、そういった医療機関等にまた改めて具体的な指示がなされるものとなっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

今回上程されたわけですけれども、ほかの自治体、鳥栖と上峰、筑紫野、唐津とかは、3月定例会では上程されているのですけれども、今期になったのはなぜなのかということと。

それから、備蓄の関係ですけれども、マスクとかというのは、これだけあればいいというものではなくて消耗品でしょうから、随時購入していった入れかえていくということもあるでしょうし、消毒薬も一気にするとなかなか予算的に難しいでしょうから計画的にやっていくということも大事だと思うので、その辺のところのどうなっていくのか。

それと、これは鳥インフルエンザとかになった場合も入ってくると思うのですけれども、そうなった場合に、医療機関がそれに対応できるのかですね。今までのインフルエンザだったらワクチンとかそういうこともあるでしょうけれども、鳥インフルエンザになった場合の

対応も同じような行動計画でできるのかということをお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、備蓄の関係でございますけれども、確かに消耗品的であったり、あと消費期限が決まっているものであったりする場合がございますので、そういった部分についても改めて行動計画を策定する段階で、やはり十分に必要な枚数であったり必要な量というものをもう一度精査いたしまして、その分については計画的に補充をして十分な備蓄を行ってまいります。

それから、鳥インフルエンザの件が出ておりましたけれども、今回中国で発生しております鳥インフルエンザそのものは新型ではございませんので、今回のその新型インフルエンザ等に直接的にはかかわるものではございませんけれども、国が定めました行動計画の中では、一応参考的な取り扱いという形になっております。参考的な取り扱いであったとしても、ある程度この今回また策定をしていきます行動計画の中にも盛り込んでいくような内容になっておりますので、そういったところで対応をさせていただきたいと思っておりますし、現在中国のほうで発生しております鳥インフルエンザ等に関しては、今、厚労省並びに各都道府県においてそれぞれ情報収集なり、それから関係医療機関への情報伝達なり、あと予防接種のワクチンの開発研究なりが進められておるところでございますし、県内でも東部地区では2カ所が特定な医療機関となっておりまして、仮に県内で発生した場合、特に東部地区で発生した場合には、その2カ所で現在のところ入院等については対応するということになっております。

それと、冒頭の部分の3月に上程すべきだったのではという話でございますけれども、基本的に、今回のその条例につきましては特措法に基づいて当然条例化するものでございますけれども、この対策本部を立ち上げるためには当然条例化も必要でございますけれども、各市、町における新型インフルエンザ等行動計画、こちらの策定がないと結果的にその新型インフルエンザ等にまつわる正式な対策本部ではないということから、国のほうも先ほど申し上げましたように、6月7日に行動計画がようやくでき上がったところでございます。それを受けたところで県がつくって、それを受けて市、町がつくということになりますので、当初、私どものほうとしてはセットで上程をさせていただく予定でございましたけれども、先ほどの中国で発生しました鳥インフルエンザ等の動向によって、もしかすると国のほうが

また特別な指針なりを出す場合もございましたので、そういったことを鑑みたときに今回上程を急がなければいけないということで、今回させていただいたところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

国のほうとしては、この行動計画の全面改定ということでありますけれども、基山町がつくる場合、全面的な見直しをして、どこまでの範囲で見直しの基準が広がっていくのか。それと、策定はいつまでにめどは立てたいと思っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、この行動計画の策定につきましても特措法の法の中で規定をされておりまして、その中で行きますと、先ほどからも申し上げていますように、まず国の行動計画が策定をされ、そしてその計画をもとに県が策定をし、その国と県の行動計画をもとに市町村が策定をすることとなっております。内容的には、確かに前回平成21年につくりましたものとどこがどれだけ変わるのかという点、これまでの対応から行けば、そう内容が更新されるものではないかもしれませんが、一応そういった法律的な流れもございますので、県の行動計画を受けて策定をするということになりますので、当初の国、県の予定で申し上げますと、国が6月7日にでき上がりましたけれども、当初6月中旬と言っておりましたので、大体その時期にできたのかなというふうに思っていますし、県のほうとしては、当初は12月ぐらいにという話をされておりましたけれども、中国の鳥インフルエンザ等の発生も受けて、なるべく前倒しをしたいということでございましたので、それから行くと11月、10月ぐらいにでき上がるのかなというふうに思っております。で、それを受けて本町のほうで策定をいたしますけれども、策定に当たっては、国の行動計画が示されたことから、ある程度並行したところでその行動計画の策定の準備に入らなければいけないと思っておりますので、当初示されておりましたのは3月ということでございましたけれども、できる限り3月を前倒ししたところで、行動計画については特に議会のほうに報告をしなければならないということにもなっておりますので、早急に対応して策定をしたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

それと、協力を依頼する医療機関ですよ。これは町内でしょうか、それとも町外まで入っていくのか、それとも県外までですね。今、基山町の町民が利用しているのは久留米とか福岡とか二日市とか鳥栖もありますし、そこまで医療機関の依頼をするのか。それとも町内だけにおさめるのか。どの範囲まで医療機関と連携をする予定でしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まだその具体的な部分については今後当然検討していかなければいけないと思いますけれども、少なくとも町内、またはその鳥栖三養基医師会管内ですかね、そちらのほうと通常からいろいろと協議もさせていただいておりますので、まずはそちらのほうからの対応になると思いますし、その国、県等の行動計画の中身の中でもっと広域的な対応も必要ということであれば、そういったところについても検討を行っていかねばならないと考えます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

ちょっと教えてください。新型インフルエンザ等と旧型インフルエンザの違いですね。その2点と、もう1点は、本部長も蔓延してつくりましたこの部会が、地域の立ち入り禁止とか、また学校の閉鎖とか、クラスの閉鎖とかね、そういう力が、この本部長はあるのか、ないのか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、新型と旧型の違いですけれども、単純に申し上げれば、新型というのはこれまで発生したことがないウイルスということになります。そういったことで、ワクチン等も開発されていないということで、特に重篤になっていく場合に対応していくために今回このような法律等も制定されたわけで、違いはもうそこになってくると思います。

それから、本部長の権限につきましては、今回の改正に伴いまして法的な拘束力とかが出

てきておりますので、多数が来場するような場所に入場したりする部分の制限を行ったりとかということが可能になります。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第22号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第23号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第23号議案 基山町空き家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

7月20日の調査で、13軒を概観目視したということで、改修不能が1軒、要撤去が0軒ということで、今現在、基山町は特に空き家ということ困っているという状況ではないのですが、この定義の中で、「第2条、常時無人の状態にあるもの」ということの文言があります。そして、情報提供第5条では、「町民は、危険な状態であると認めるときは情報を提供する」というふうになっていますから、町内の方で少し危ないと思えば情報提供もできるということにはなっていますけれども、通常は、先ほど目視でこうであろうということの調査結果を出されていますので、通常の方はそれをどういう状況で査定をされているのかというのはちょっとわかりづらいし、ここの「常時無人の状態にあるもの」というその判断というのは、これは定期的に町が管理のために回ってというふうなことが、そういうふうになっているからということで思っているのでしょうか。文言でその辺がちょっとはっきりしないものですから、その辺を教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今牧菌議員御指摘のとおり、常時無人といいますのは、随時町職員が町内を回ることじゃなくて、実際ここに、第2条の第4項に書いておりますように、町内の居住者もしくは滞在者、通勤者、その方がもしそういう状態があれば当然町のほうに連絡していただくと、そう

ということで、まずは町のほうから現場を見に行って無人であるかどうかを見たいと、最初は外見の所見を見るということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

それでは、その査定の基準というのは特には設けていない、担当職員の判断でということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然最初は職員が見て、当然その留守かどうかについてはわかると思いますけれども、そこかなりもう留守でどうにかならないということであれば、この第6条に書いておりますように実態調査に入りますけれども、まずは職員が行ってどういう状態かを確認したいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

この条例についての前提をちょっと伺う。先ほど質問もありましたが、空き家の状況を調べたと、13軒ありましたということですが、1点は、これは町職員の皆さんが直接自分たちで調べた、区長会の皆さんというふうに聞いておりますけれども、全件、全戸確認されたのかということが1つと。

それから、昨日の牧菌議員の一般質問の中で空き家の問題が出ておりましたけれども、基本的には基山は回転がいいから空き家はふえないということの回答が何回もありました。それと今回この空き家が今後ふえるという今度の条例のあれは全く矛盾するものであって、基山の町に今この条例が必要かという必要性が、本当にどんなふうに考えておるのか、もう1点ですね。

それから、もう1件、補助金まで交付して、それから代執行、強制執行まで入れて、そこまでやらないか基山の状況なのかということについて、御説明いただきたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

昨年の7月20日のほうに、先ほど議員おっしゃいましたように区長様方からの報告で13軒ありまして、これにつきましては、町のほうで全部現地を確認しております。その中で1軒改修不能ということでありましたけれども、そこについては、もうかなり山間部の下の小屋みたいのところだったのですけれども、そこについては外部との関係もなく、そのままどうかというところがありました。

次に、2点目の必要性でございますけれども、当然、補足説明のほうで、今は差し迫ったところはありませんということを御報告したかというふうに思います。しかしながら、実際高齢化が進む中、また、実際そういう空き家等が発生した場合に、それから条例をつくって制定しますと、当然そこで6カ月ないし8カ月等がかかりますので、当然こういう条例を制定しておけば、何らかの形のときに危険な状態にあるとき、そういうときにはその条例の目的にしまして対処できるかというふうなことでございます。

それから、3点目に補助金の関係でございますけれども、当然、補助金については今後要綱のほうで定めたいと思っておりますけれども、どうしても解体するお金がないということであれば何らかの補助をしたいというふうには考えておりますけれども、補助金のばらまきとかそういうふうには、当然住民の血税でございますので、その辺は十分に配慮して考えていきたいということと。

最後に、代執行の件でございますけれども、指導、勧告、命令、氏名等の公表にとどめた場合、条例の実効性に若干疑問が残るんじゃないかというふうな関係と、空き家が放置された場合につきまして周辺住民に大きな被害を発生する事態に追い込まれたときに、行政がやっぱり何らかの形を講じないと、住民の理解、または安心感確保はできないということで、最終的な手段といたしまして代執行を盛り込んだわけでございます。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

確認されたということはわかりました。ただ、本来この空き家は、民と民の話し合いの中で決まらないかん話で、それを町が全面的に管理に入り込むという形でありますから、非常に慎重にせないかんと思っております。いろんな意味で実態をきちっと見て実態調査をした

り立ち入り調査をして、いろいろ勧告して命令してというそういう段取りはいいのですけれども、その途中にその補助金をちらつかすということの条例をつくれば、もうそういう状態になるまで待つというような、ごね得というのですか、そういうことも考えられますし、それから、もう1件、代執行をしても、そういう方々が代執行したらその費用を相手に振るとい話ですね。払うような人じゃないんじゃないですか、そういう人は。例えば東京において、こっちは全くいない実家とかありますね。

そういうことで、この部分について、特にこの補助金の問題と代執行について、わざわざ基山の今の町ですよ、福岡県とかお隣の鳥栖とかはこの条項は全く入っていませんね、ほとんどの町が。都市部はまだそこまでの緊迫した状態じゃないから入れていないと思うのですよ。今の基山の状態であえてここまでの条例が必要かということを示上げたのですよね。その辺、お考えどうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほどごね得という言葉が出ましたけれども、補助金を先ほど説明させていただきましたけれども、安易に補助金のその基準が出てくるものはないというふうには考えております。

それから、今、代執行の件で、実際お金が入らないということでございますけれども、代執行が何かこう条例の最終的な判断でございますけれども、その前には、助言とか、それから指導とか、そこでかなりのその期限、通常、補足説明でも申し上げたと思いますけれども、そこには3カ月、また、命令する場合にも3カ月ということで、そこにかんりのやっぱり時間を置いて、そこで当然相手方のほうに理解を求めて、それでも当然できんときは、先ほど言いますように補助金の交付。しかしながら、そこについても安易には手を出さないと、それでもだめな場合は代執行ということで。代執行ありきの条例じゃなくて、やはり指導、勧告、助言とかして、町のほうでどうにかなりませんでしょうかというところが、まずは町のほうで相手方に理解を求めていきたいというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

3回目で、所管のほうですのでそれ以上言いませんが、特に代執行はこれはまだ、全国的

にいろんなところがこれをやっておりますけれども、法的な本当の根拠をなしに、特に憲法との関係ですね。この憲法29条、「財産権は、これを侵してはならない」と、「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」と、ここで初めて、公共の用に供するときに私有財産制限というのがあるのですよね。憲法はそれを認めておるのですよ。そのことをこの代執行は、その解釈が非常にまだ曖昧なまま各市町はそれに踏み込んでいます。もちろん代執行法というはありますから、「著しく公共の利益に反する場合は代執行できる」という昔の強制執行のやつがかわっていますので、それも条文を読んでおりますけれども、今基山の町でそこまでしてこの条例を制定してやらなければいけないかと、もう少しやっぱりもっといろんなことをじっくり検討して、この補助金の件と代執行の件ですね。本当に町として今基山町はこれが必要だと思って出された条例なのか。佐賀県が全体にやっておりますから、もううちもやらなければいけません。確かに西のほうは、もう空き家の問題を私も議長のとときによく聞きましたけれども、50軒とか、100軒とかですよ、もうどうもこうもならん空き家がですよ、もう桁も違います。そういうところと今基山の町が、例えば近隣の鳥栖や小郡や筑紫野やそういうところと同じ条件の基山の町に、ここまでの条件の空き家条例が要るのかということについて、見解をお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

そうですね。今本当に要るのかというようなお尋ねがさつきからあっておりますけれども、現時点ではそこまでというような状況のところはないようでございます、聞くところによりますと。しかし、これはやっぱりこれから先いろんな、高齢化の問題もございましょうし、それからよそに出ていかれる方、そういうこともふえてくるというような当然予想もできますので、そういうことに備えて、やはりもうそうなって、それでは、さあ条例だということじゃなくて、やっぱり備えておくというようなそういう考え方も必要なのではないかなと、私は思います。

それから、代執行でございましてけれども、憲法でということでしょうけれども、法律にもやっぱり今度は、いわゆる命に背いてやらない場合はやっぱり代執行ができるというようなことも定めてあります。そういうことからして、それからもう一つは意識づけといいますか、代執行もなくてただ命令してオープンにしますよということだけでは、やはりそこには弱い

部分があるんじゃないかなと私は思います。そういう意味で、むしろある意味意識づけみたいなそういう部分もあろうかというふうに私は思いまして、代執行の部分はやっぱり入れておくべきだという思いがしております。近隣でもそういうことがなくて、もう緊急にこれは危ない、やらなければいかんということで、条例の前にそういうことをなされたというような、詳しくは知りませんが、そういう話も聞かないじゃないものですから、やはりちゃんとしたものは一応持つておく必要もあろうかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管ですので、またそこで詳しくはお聞きしますが、1つだけお聞きいたします。

各市でこういうふうな条例をつくられてきておるのですけれども、問題は、なかなか空き家の撤去が進まないですね。持ち主にとってはなかなか崩したくても崩されないという事情があると。それは撤去の費用が何百万円とかかると。だから、さっきも補助金を出せば呼び水になって撤去していただけるんじゃないかという考え方で、これも一つの確かにそういうやり方はとるべきだろうと思えますが、現在その持ち主にとってなぜ空き家を撤去できないのか、されないのか、その辺の理由についてどう捉えてあるのか、御説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今の御質問は、空き家を提供できないかということは、その誰かに貸すという……。

（「違う、違う。空き家の原因だ。何で空き家か」の声あり）

失礼いたしました。ちょっと撤去が提供と聞こえました。ちょっと内容が、済みませんでした。

なぜ撤去できないかといいますと、今のところ本人さんに何で壊さないのですかというところまでは、今の段階では、先ほど説明しました13軒の中で個人個人には一応何で空き家ですかというのは、実際は聞いていないのが実情でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

3回しかないものでね。だからお金がかかると、崩したいけれどもというのが大きな理由にあると思うのです。報道されたさまざまな空き家のいろんな新聞報道をしてみますとね。だから、補助金を出すのでしょうか。主問題は、それだけの理由かという意味ですよ。それだけの理由じゃないと思うのですよね。これは税務住民課長にお聞きもしたいと思うのですが、非常に大事な部分が、非常に心配な部分が隠されていると、これは町民の中からでもそういう声が出ています。その辺も含めて、税務住民課長、何かその辺であれば、具体的に説明していただきたいと。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

今回の課税誤りの件と若干似ている部分があるのですけれども、家が建っていないくて、その土地の地目が宅地であれば軽減等はありません。ただ、家が建っている下の土地については住宅用地という取り扱いになりますので、そこで、小規模200平米ですけれども6分の1になったり、一般住宅で3分の1になったりという軽減措置がかかる場合もあります。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、その固定資産税の減免がなくなると、その心配をされているのですよね。税金のかかるげなど、撤去したならと、それならせんがましばいと。だから、この辺にやはり手を打たないと。補助金もそれはいいですよ、この辺にも手を打たないと。もちろん基山町だけでどうのこうのできるわけでもございませんと思うのですが、本当にこの辺に手を打たないと、これは政府の問題でもあるわけですから、私は進まないと思うのです。で、先ほど言われたように、もうどんどんふえてくると。そして、こんな言っちゃ何だけれども、国はまだ本腰を入れとらんですよ。各地方自治体が、住民の方がいろいろ言われるもので、やっぱりせないかんというふうになった。それで、国は本当にまだ私は本腰を入れていない。その辺の問題も含め、それから補助金の問題も含めて非常に、あしたまた委員会で聞きますけれどもね。非常にその辺も問題があると。だから、そういうのにやはり担当課としても、何とかしろということを機会あるごとに私は言うべきじゃないですか。そうしなければ進みま

せんよ。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

先ほど言いました住宅用地、その建物が要するに人が住むための建物であるかないかというところの判断を今私たちも十分検討している中で、まずその建物が電気が通っているか、水道があるか、ガスがあるかというそういうところの部分。それが何もなく、ただ物が建っているというものであれば、あくまでも小屋とかそういうふうな扱いにしないでほしい。そういうふうな考えも今持って、それぞれいろんなところから情報提供があった場合にはそういう建物を見に行き、その土地に対しての課税の方法等を考えている途中でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

この補助金ですけれども、限度額ですね、幾らを想定されているのか。それと、所得制限を考えていらっしゃるのか。

それから、以前一般質問で、「空き地に草が生えるとかごみを捨てられるから、空き地条例をつくってくれんか」と言ったら、「空き缶条例でいいですよ」と、「ごみだから、それでします」ということで、では、「かわりに補助金を出してするとか、地域の方から相談があるから補助金を出すとか、代執行をやるとか、いろんなかわりに町がやってくれんか」と言ったら、「いや、そこまではできませんですよ」というお話だったので。その空き地の問題というのは、非常に今でも相談は何件でもあるのですけれども、この空き家について近隣住民から、撤去してくれとか、そういったことをやってくれというふうな相談があったのかどうか、その点お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今、補助金の金額、また条件を述べよということでございますけれども、まだ、うちのほうではそこまで、今、検討中ではございますけれども、近辺市、町では、例えば住民税の非課税世帯、それから固定資産税を完納しているとかというふうな、各市、町で要件が違うよ

うでございます。それと、補助金につきましては、大体みんな統一されて限度額が50万円、その2分の1というのが、佐賀県のほかの実際空き家条例がされたところの条件を調べてございます。その辺をうちのほうで、当然財政課のほうとも協議しなければなりませんので、その辺については今後検討して対象者の条件並びに補助金の金額を決めていきたいというふうに考えております。

それと、空き地の件でございますけれども、今議員おっしゃいますように、本町の場合は空き地の条例ですかね、それはちょっと今ありませんけれども、通常そういう場所がありましたならば文書をつくって、早急に草刈りをしてくださいということで本人さんのほうに文書は差し上げているところでございます。以上です。

済みません。それで、そういう申請は今のところ来ておりません。例えば隣が壊れてどうしようもないということは今のところ来ておりません。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

私は、基本的にこの条例は早過ぎると思うのですよね。実際その要綱も規則もですよ、補助金は幾らにするとか、その所得制限をまたどうするかということも決めていなくてこの条例を出されても、ちょっと判断がつかないと私は思うのですよね、基本的に言うと。ましてや代執行までどういうふうに覚悟があるのか、それも明確にわからないと。先ほど言われた憲法の関連はありますよね。その辺のところも町民にわかりやすく説明できるようなものがないと思うのですよね。実際、相談件数もないのでしょうか。そうしたら、昔の答弁にあるように、空き缶・ごみ条例でこの問題は十分処理できるものではないのですか。逆に言うと、昔そう言われたからというのもあるのでしょうか。

で、ですね、その所有者というのがやはり福岡とか東京とか行かれた場合、相談をしますよと言うけれども、東京にいて、そんな相談を持ちかける。「何とかしてくれませんか」と言われたって、「うん」とは言わないと思うのですよね。まして100万円や200万円じゃきかないような撤去作業がかかるので、まして、さっき松石議員が言われるように税金が高くなるならば、とてもしないですよね。だから、やっぱり後藤議員が言われるように補助金待ちですよね。月1回電話あっても何にもないですよね。まして、近隣の昔親がお世話になったとかいう方から隣組から連絡があっても何にもしないような方ですから、町から言われたっ

てとてもしないでしょうし、逆にそういう方ならば、逆に補助金目当てにかわりにやっただいて、後でごね得ですればいいんじゃないかということがあった場合、毎回毎回東京に行かれるわけですか。それとも裁判まで起こされるわけですか。その辺の覚悟はどこまであるのかですよ。通常業務をしながらそういうことがふえていくということですよ。そういうことが今の人員でできるのかですね。その辺のところまで考えてこの条例を出されているのかというと、私は少し疑問があるので、その辺のところを明確にお願いをしたいのですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今の先ほど条例の制定が早いということでございますけれども、先ほど当初説明しましたとおり、実際そういう場合が出てきて、それから条例を検討しましょう、それから上程して議会が議決するまでにはかなりの長期な期間があるし、実際現場はもう待ってくれないということだというふうに考えております。もし隣の家がもういかにも危なそうでとにかく危険だというときに、実際条例も何もなくて壊してください崩してくださいということじゃなくて、当然そこに条例があるとそこで、先ほど申しますように、最初は指導なりしていけばその家の対処ができるということと、もう一つは、その東京とか遠くにいらっしゃる方が、そのとき連絡をどうしますかということになりますけれども、それはそういう遠くにいらっしゃっても当然その条例の範囲内で対処していかなければならないというふうには考えております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

きのうの答弁では、ここ何年か、ここ当分はそういう空き家は出てこないという答弁をされていますよね。そんなにはあかないですよということがあって。で、相談もないですよ。実際、自治会とか区長さんをお願いして見てもらっても13軒だということですよ。これを少し続けていけばいいんじゃないですか、1年か2年か5年かやっていって、実際その準備だけをしておけば、条例までつくって内容までわからないものを提出するよりも、もう少し見守ることが、これはもう少し検討して十分間に合う条例だと私は思うのですけれども。実

際この代執行まで含めたところを今議会に出されて、我々がそれを判断するというには、少し材料が不足をしていると私は思いますので、委員会のほうでぜひこの辺のところは検討してください。お願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

私は一般質問でもしましたように、この基山町での空き家の条例については、今後やっぱり十分内容を検討しながら、また補助金等の考えをしながら、私はやっぱりこの条例については制定すべきと思います。

町長も言われましたように、基山もやっぱり高齢化が進む中で、もうけやき台も意外と早く売れる、また改修をして売り出しがなされておるけれども、なかなかやっぱりこう売れていないところもあるし、実際やっぱり各地区各区でも二、三軒ぐらいがやっぱり空き家があるわけですね。というのは、それはもう皆さんも御承知と思います。そして、やっぱり高齢化が進む中で、年寄りの方はもう施設に入られて、子供さんが1カ月に一遍とか見に来られるところもありますが、城戸辺も二、三軒ありますが、やはり草が生えたり、やっぱりここに挙げております植木ですね。特にそういうふうなのが茂って害虫の発生とか、隣にこう迷惑をかけておるといふようなところが、こう町内を回るとやっぱり何軒があるわけですね。そういうふうなことから見れば、やはりこの空き家条例はこれから十分検討されて、私は現状の中では、けやき台についても今後ふえるのじゃないかというふうに思っておるところです。

ただ、1つだけ、松石議員からちょっと説明がありました課税の問題が、税務課長は、例えば人が住まないようになれば、その将来納屋として見なければならぬというような形で言われたところがありますが、これは確かに家を崩せば、住宅用地であれば、200平米であれば上物が建っておれば税金が安くなる。それをその住宅を壊せば雑種地として上物がないから、その住宅用地としての上物に対する課税がまたかけられて、固定資産税が上がる。確かに上物のない雑種地というのは普通の住宅用地よりか相当高いわけですが、そういうふうな問題点もあるわけですが、税務課長、ひとつその納屋としての判断というのは、やはり電気とか水道料金をずっともう城戸の池の坂辺も二、三軒こう住んでいないところがあるわけですが、大体それを年度を幾らにこう定められるわけですか。ちょっとその辺が気になり

ましたので。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

例えとして、その納屋というふうな小屋というふうな感じで言ったのですけれども、あくまでも人が住んでいない建物という判断のもとでその現地の状況を把握して、また課税をしていきたいということですので、一概にその納屋になるかどうかというのは、また改めて現地で調査をしてからということになりますので、例えが悪くて大変申しわけありませんでした。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと私も所管ですので、大まかなところだけ聞かせていただきます。

私も、きょう皆さんが発言されたように、非常に安易にこの条例を出されてこられたんじゃないかなというのが第一印象でした。よその市、町がこうしているからということもあるのでしょうかけれども、まず、やはりこの空き家というのは、大原則は自己管理なわけですよ。ただ、この条例が出された場合に、これを見られる町民の方々は何を思うか。もう助言、指導のところから補助金交付の話が始まるわけです。つまり、ここが前提になってくるのですよね。そうしたら、もう自己管理での話ではなくなるわけです。まず、それが1点。

それと、代執行に関しましても、後藤議員が言われるのと私は全く同意見で、この代執行が、基山町自体が建築基準法とか道路法とかそういうものに関知できないところで動くわけですよ。でも、必ず代執行するときには、そういう条件も入ってくるはずですよ。まず、この2点を踏まえて、もし、この第10条の補助金交付、第13条の代執行、これをのけた条例というのは考えられないですか。これをのけた場合、どういう影響が出てくると思われますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

自分の家は自己管理するのは当然でありますけれども、そこに先ほどから補助金の件がありますけれども、うちのほうでも先ほど近辺の市、町の補助金の内容を申し上げたわけでご

ございますけれども、安易に補助金を出すということじゃなくて、先ほど申しましたように、住民税非課税世帯が今基山町に何件ちょっとあるかまでは把握しておりませんが、当然自分の家は自分で管理して、自分でもしそういうことがあれば、他人に迷惑をかけないように例えば壊すということがなってくるかと思っておりますけれども、そういうことで、補助金については先ほどから意見が出ておりますけれども、安易に補助金が出るということはないということでございます。

それと、代執行の件でございますけれども、先ほども言いますし、町長のほうからも答弁がありましたとおり、実際東部のほうは代執行まで入れた条例が多くて、失礼しました、西部のほうはですね。東部のほうにつきましては、各市、町で意見がばらばらかというふうに思います。隣の鳥栖市でも補助または代執行は条例にはついていない状態ですけれども、基山町においては、先ほど説明しましたように、やはり条例の実効性に疑問が残ると、当然代執行まで上げたいと、補助は当然その中に入ってきますけれども、代執行まで入れたいというのが今回上程された理由でございます。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

課長は本当はしたくないのですよね、ここまでね。もう答弁を聞いていたら何となくわかるのですけれども、要するに補助金の施行規則もできていないわけですよ。ましてやこの13軒がどういう状況かも私たちは全く見てもいないわけですよ。知らされてもないわけですよ。その中で、これを可決してくれと言われるのは少々無理があるというのは、恐らく課長もよくわかっていらっしゃるんじゃないかなと思っています。

それで、要するに基山町の一番の課題というのは、やはり市街化区域が狭いということなんです。ですから、せっかくその市街化区域の中にある土地をどうやったら有効的に活用できるか、どうやったら循環できるか、これを基山町の場合は絶対的に考えなければいけないわけです。ただ、この条例で補助金交付がスタートしちゃうと、先ほど後藤議員も言われたように、指導、助言からしかスタートしないわけですよ。これだと、本当に何年かかって今ある空き家が補助金が出るなら壊そうと、そして、それでようやく更地になる。ここからスタートしていたのでは、この狭い市街化区域というのは有効に利用できないことはもう明らかなんです。課長の率直な御意見をお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

率直に申しますと、この条例は必要性があるということで上程させていただきました。今の現況は、議員おっしゃいますようにそんなに壊れた家はないということでございますけれども、空き家等が出てきまして、実際もう人が住めなくなると、家が古くなっていくのはもう日付じゃなくてとんとん拍子にふえて壊れた状態になると、当然その近辺、隣の人たちがそういうことで困っていらっしゃれば、そこに何らかの処置をしなければならないということで、今回どうしてもこの空き家条例の上程をお願いする次第でございます。

それと、もう1点、市街化区域に家を建てるという議員の御指摘でございますけれども、市街化区域であれば、実際この条例を使わなくてもある程度更地にしていけば次の不動産が、市街化区域でございますので結構売却できるかと思っておりますけれども、市街化調整区域、そこになってきますと、実際、既存宅地関係がありますけれども、その辺につきましては、何らか実際もうそのまま放ったらかしておこうというところの状況が出てくるかと思っておりますので、市街化区域、市街化調整区域に関係なく、どうしても今回この空き家条例の制定をお願いしたいということでございます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

済みません。簡単に質問させてもらいますけれども、私はこの条例の必要性は、やっぱり必要があるというふうに捉えているのです。今から先、基山町が置かれている状況、私の周りにもそうですけれども、高齢者のひとり住まいの方が大変やっぱり多くなっているのも事実なんですね。そして、やっぱり娘さんとか息子さんの住んでいるところに行くからと言って、もう二、三年留守というところもあります。ただ、家自体はそんなに古くないものだから、こういうふうに倒壊のおそれとかはないのですけれどもね。空き家というのはやっぱり確実にふえているのは間違いないのです。だからこそ、ここにも書いてありますように、「もって、町民の安全で安心な暮らしの実現に寄与する」と、ここがやっぱり目的なんですね。周りの方のやっぱり町民の安心・安全に寄与しなければならないのだというところで、私もこれを感じています。

今回の場合、パブリックコメントを求めたけれども意見がなかったというところで終わってしまったものだから、私はぜひとも調査した区長さんの意見をやっぱり聞いておくべきだったのだと思っているのです。当然聞かれているかもしれませんが。その中でやっぱりきちっとして行政代執行もする中で、壊したほうがやっぱりいいのだというふうな意見なのかですね。それとも、いや、そこまでしなくて、状況を見て、そして地権者の方にやっぱり話をし、本来ならばやっぱり両方納得づくめで解決するほうが本当は一番いいわけですので、私もそうは思うのです。しかし、それが解決できないからこそ、こういう補助金の問題もあるし、行政代執行の問題も出てくるのだらうと思うのです。で、基山町は今日まで多分行政代執行を執行されたことはないのだらうと思うのです。確かにこれは難しい問題で言われるように、裁判所の許可をとって、大変これは難しい。職員、本当に何人かが張りつけてしなければならぬみたいな難しい問題が発生すると思うのです。しかし、この条例にやっぱりそれだけの権限を与えておくというのでは、私は必要かなというふうに思いますけれども、区長さん方の意見というのは、これは聞かれていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

実は、パブリックコメントの骨子の説明したときに、今回こういうふうに条例を制定しますということで区長会のほうには説明は行っております。その中で意見等は出ませんでしたけれども、条例を今回6月議会に上程させていただきますということで説明は行ってあります。と言いますのは、当然条例の中にも情報提供ということがありますので、やはり情報提供が一番来るのは区長さんかなということで、説明は行ってあります。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

簡単に質問させていただきます。

提案理由にあるその目的のところについては、僕も大賛成なんですよ。で、1つわからないのは、それなら早く施行したほうがいいじゃないのという単純な疑問なので、なぜ10月1日なのかという理由をお示してください。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回議会を通していただけて、それから施行が10月1日でございますけれども、周知期間を3カ月間持とうということで、今回周知期間を3カ月持ちまして10月1日からの施行を考えております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。小森町長。

○町長（小森純一君）

指名もされとらんののに、私がここで言うのもいがかと思いますけれども、先ほどからの議論を聞いておりますと、空き家にもいろいろあります。ただ、しばらくいらっしゃらないとかというようなそういう問題じゃなくて、やっぱり要するに放置空き家、これはやっぱり確実にふえてくる可能性はあると思うのです。だから、それに対する、さっき備えというふうな言い方をしましたけれども、相手を見て名を名乗るということじゃなくて、やはりちゃんとした対応をするのだよというようなその条例というのも、私はやっぱり必要だというふうに思っております。

それから補助金、これはうかつな取り扱いはできないと、やっぱりそのところは慎重に要綱でまた決めていかなければいかんと思いますし、それから代執行の件でございますけれども、代執行もやっぱりこれは確かに個人の所有でございますからそう簡単にできないということはわかりますけれども、やっぱり代執行もあえてというようなそういう姿勢といいますか、それもやっぱりある意味必要ではないかと私は思います。これは、空き家撤去に代執行を活用後ということで、総務省検討会が内部報告書、これは詳しくわかりませんから、知りませんからいろんなことは言えませんが、そのいろいろな中で報告書は、違反状態の改善が見込めない場合の代執行を「自治体の公益を実現するための取り組み」と位置づけ、全国で広がる倒壊・ごみの不法投棄などのおそれがある空き家の撤去に用いるよう求めたというようなこういう何かニュースもございます。

それから、行政代執行法ですか、これもやっぱりいよいよのときにはやっぱり代執行と。それから、その費用のことがさっきちょっと出ましたけれども、その6条に、「代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる」と、「代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する」とかという

ような、そういう条項もあるようでございます。この辺のところもやっぱり勉強はしなければいかんと思います。私もここ詳しくは存じません。しかし、そういうふうなこともあるものですから、それをやっぱり備えておっても別に早過ぎるからどうのということじゃなくて、必要な部分かなというふうに私も思います。

それともう一つは、これは課長が嫌々ながら何か上程させられたとか、そういう話じゃございません。これはやっぱり庁内で課長も一緒になってみんなで検討したということでございます。それだけちょっと申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。これで第23号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第24号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第24号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第24号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第25号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5．第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ちょっと確認です。今回の指名、鳥飼邦弘氏ですね。これ、誤字はございませんか。鳥飼邦弘氏の「クニ」という字は、多分突き出さない字じゃないかなと思いますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

申しわけありません。そこも細かくチェックを入れておりませんでした。申しわけございません。もう一度調べて報告させていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっと休憩します。

～午前11時25分 休憩～

～午前11時41分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

ただいま第25号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ただいま町長のほうから訂正の申し出が出ておりますので、許可いたします。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

先ほどは久保山議員から誤字じゃないかという御指摘を受けまして、調べておりまして、皆さん方の貴重な時間を費やしまして本当に申しわけございません。

それから、議員の皆さん方にもそういう時間的な、あるいはまた御迷惑をおかけしたということ、それから、特にやっぱり御本人に対しては非常に失礼なことであったということで、私も心からおわびを申し上げさせていただきます。

そういうところで、御指摘のように、「クニ」という字は、前のあれは誤りで、今ちょっとこれ手書きでやっておりますけれども、ちょっとパソコンに出なかったということでございますので、訂正をいたしまして差しかえをお願いしたいというふうに思っております。本当に申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま町長のほうから訂正の申し出がありましたけれども、議員の皆さんにお諮りします。ただいまの訂正について、御異議ございませんか。品川議員。

○10番（品川義則君）

差しかえのこの議案に関して、差しかえということですがけれども、間違いは間違いですよ。ただ、毎回こういう訂正とかもらっていないことはないというのが正しいことだと思っています。ましてや課税誤りということを、一般質問でもあれだけよく問題になったのですよね。ですから、最初の方、間違いはそれはないとは言えないと思うのですよ。ただ、チェックをどうしているのかですね。チェックをどうされているのか。ここがやっぱりこういっ

た間違いをなくす一番大事なところだと思うのですけれども、まして今気を引き締めてこれからどうしていくかということを一丸となって動いていただかなければならない、心を一つにさせていただかなければならないというときに、固定資産審査委員のお名前をお願いをされて、提出するときに間違えているということは、相手に対して本当に失礼だと思いますし、議会としても非常に軽視をされているんじゃないかと思っていますので、ぜひその点のところを御考慮いただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

今、品川議員がおっしゃるように、本当にいわゆるチェック体制といいますか、ちょっと間違いが多いということでございます。先ほども申しますように、本当に申しわけないということ。それから、当然御本人に一番申しわけないなというふうに思っておりますので、今後また注意しながら気を引き締めてやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、再度お諮りします。ただいま町長のほうから訂正の申し出がありましたけれども、これについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。それによって、訂正案に基づくただいまから質疑を行います。林議員。

○11番（林 博文君）

今回の基山町の固定資産評価委員の選任について、2件、鳥飼さんと益田さん。（「25だけですよ」の声あり）そうか。はい、わかりました。26号議案のときにちょっと質問させていただきます。済みません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第25号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第26号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 第26号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。林議員。

○11番（林 博文君）

大変失礼しました。

それでは、この固定資産の評価委員については、理由については、現在松野英喜氏が固定資産評価委員を辞任をされたというようなことから、今回、益田勝俊さんを、また選任に選んだということの説明でしたが、松野氏も1区の区長さんという形で、そういうのかなというふうに思っておりましたが、今回については、これは益田さんの委員については、区長会長という立場で充て職が、協議会委員とかいろんな委員がやっぱり8委員ぐらいこうされておるわけですが、区長会のほうから今回選ばれた中の1人でありましょうか。固定資産評価委員は区長会からの代表を選ばれるという選任に当てはまるどころから選ばれた委員でしょうか。ちょっとその点、規定か何かありますか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

今回の固定資産の委員さんの選任については、一応地方税法の中に、町のまず住民であるということと、納税義務がある者というものがまずあります。

それともう一つ、私たちのほうでその新たに選任をするための要領というものを作成しております。その場合に、新たに選任する場合には、地域の実情に精通してから、地域の住民の信頼を得て、また、その期待に応える者を選任するよというふうな流れで今まで来ておりますので、その中で私たちのほうからお願いしたわけでございます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

固定資産の評価委員というのは、確かに土地に評価替えのときとか、あるいは新築の住宅、そういうようなときに、やっぱり住宅の家屋調査というような形で入られるのが仕事で、そ

して固定資産税に関するそういうふうな評価をして固定資産税につながっていくというのが仕事ですか、ちょっとお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

私は、先ほど発言する前に大事なことを忘れておりました。

25号議案で本当に貴重な時間を訂正のためにいただきまして、本当に申しわけありませんでした。今後この点については十分に注意をしていかなければならないというふうに思っております。

それで、固定資産評価委員さんの仕事といたしますと、まず、審査の申し出があった場合において、その審査内容について審査をしていただくというふうなことになっております。定数については3人選任をさせていただいて、先ほど言いましたように、益田委員さんを今回お願いするわけなんですけれども、その方については、一般的に基山町内でも公平・中立の立場でしていただけると。それと、先ほど25号議案のほうで承認を今からいただくわけなんですけれども、選任をお願いしております鳥飼さんについては土地家屋調査士と、もう1人委員さんがおられますけれども、そちらのほうの人は建築士というふうな形で、いろんな専門職もおられますので、その中で益田氏の選任をお願いしているわけでございます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっと1つ私が言ったのが漏れておるようですが、この益田さんというのは、先ほど言いましたように区長会長が充て職も8から10ぐらい持っておられてお忙しい方ですが、だから、この方がそのできる、できんとは、私は言っていないわけですが、区長会のほうの代表として出された方ですかというのも、一つの条件です。それをちょっと聞きたいわけですね。ほかの方でもよかったんじゃないかということも、まあ一般の方ですね。例えば今までの固定資産の評価委員を選任するときは、私もこうずっと流れはここ20年ぐらい見ておった中では、建築関係に携わってある方、また大工さんとか、それから、さっき言いましたように、審査の申請があった時点の段階の審査をする方ということですが、新築の住宅なんかは調査

ということで固定資産税をかけるときには、町の職員が固定資産係が、やっぱり電気とか天井の板とか、柱の角材が3寸角を使ってあるとか通し柱のなんかを全部評価をして、その固定資産税をかけてあるわけですが、その最終的な評価をされるのが、この固定資産委員ですか。その点の仕事の内容をちょっと教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

評価額に関しては、委員さんがされるわけではございません。評価委員なり、評価補助員、要するに固定資産の担当職員が行います。評価委員さんの仕事といいますと、評価額に対しての審査の申し出があった場合に、その内容について審査をしていただく方になります。以上です。（「区長さんに」の声あり）

済みません。特に区長会にお願いをして選任をしていただいているわけではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私もこの点が大変気にかかるのです。固定資産評価審査委員会は、これは行政機関ですよ、中立的な。そして、これは議会の議決を経なければならないということで出されているのです。基山町は3人。今言われるように、バランスをとってあるのです。土地家屋調査士、それに建築士、専門的な人、それに町の代表といいましょうか、町民の納税義務のある方からと、バランスをとってですね。私はその点は大変いいと思うのです。問題は、今言われましたように、固定資産の評価審査委員会の仕事の業務と、これは固定資産税を払う納税者が、私の家の固定資産税はおかしいんじゃないのですかと、こういう不服申し立てがあったときに、この固定資産評価審査委員会にかけて審査してもらおうという中身ですよ。これは納税通知書、もう私の家にも納税通知書が来ましたが、納税通知書が来てから60日以内とかこの規定がありますね。今が一番大事な時期なんですよ、本当は。今の時期に本当は納税者の方が固定資産評価審査委員会に、私の家の固定資産はどうもおかしいですよと、調べてくださいという苦情の申し立てができるという期間なんです。その期間にあえてかえなければならないと。あえてかえなければならない理由が、今回の場合は任期が来たからじゃないのです。任期途中でかえなければならないと。もう一人の鳥飼さんについては、これ

は3年の任期だから、過ぎれば新しい人にするのか、引き続きしてもらおうのかということではわかるのですけれども、今度の益田さんについてはそうじゃなくて、ただ単に区長をしていたけれども、区長をやめたからという理由ですか。どういう理由かがまずわからないと、そして問題は残任期間ですよ。新しく選任される方は、逆に言えば松野英喜さんの残任期間、来年の8月までと言われましたかですね。その途中にまた益田さんがかわれば、また誰かをしなければならないと。こんなに簡単どころどころ本当はかわるような、この役じゃないのです、本当はですね。大変大事な中身で、だからこそ中立的な行政機関でもあるし、議会から議決承認をもらわなければならないみたいに本当は大事な中身なのですけれどもね。この辺を一体どういう理由でこの松野英喜さんの辞任申し立てがあつて、そして、先ほど言われましたように、町のほうから益田さんのほうにお願いしますというふうに言われたのか、ちょっと私もはっきりよくわからなかったのですけれども、区長会のほうに推薦してくださいということで出されたのか。この辺は少し教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

まず、松野さんの件なんですけれども、松野さんは若干体調を昨年から壊されていて、昨年の委員会で、もうやめたいというふうなことをちょっと口に出されておりました。その原因について、私は4月に課長になりまして、松野さんに直接お会いをして、固定資産評価委員の継続等をお願いに行ったわけなんですけれども、やはり体調のほうがよくないということで、4月12日付でやめるという申し出がありました。ただ、任期については、5月1日からの60日がありますので、6月30日までに申し出があつた場合、いろいろと委員会を開かなくちゃいけませんので、よろしかったら6月30日まで委員として務めてくださいというふうなお願いをしまして、結果的に6月30日付ということで辞任の申し出を受けました。その結果、益田さんを今回の議会のほうで上程させていただいて、益田さんについては、平成25年7月1日から、松野さんの残任期間であります平成26年8月21日までという期間で選任のほうをさせていただいて、今回上程をさせていただいております。

それと、益田さんのほうへは、町から直接本人にお会いをしまして、固定資産の評価委員の委員になってくださいというふうなお願いを申し上げました。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第26号議案の質疑を終わります。

ここで1時まで休憩いたします。

～午前11時57分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

日程第7 第27号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第27号議案 町道の路線の認定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。木村議員。

○4番（木村照夫君）

ちょっとこの認定の件なのですけれども、資料の9ページですね。丸が起点で、この三角が148メートル。この起点のところには以前は3号線から進入口がありましたですね。今ガードレールをつけていますけれども、これは認定のためにこうつけられたのですか。

その1点と、もう1点は、池田医院の真っすぐ北のこの交差点のところですね。今、信号がついて、これから出入りするところはなかなか出にくいと、朝夕のラッシュ時には渋滞してですね。そこのところの改善をしてほしいと、町道とは関係ないけれども、認定については、3号線の進入口をとめた理由ですね。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

3号線から進入してきますのを副道といいますけれども、これは提案理由のときに申し上げましたけれども、2つの条件がございました。1カ所は副道からの進入の禁止というふうなことが信号機の設置する条件であったということがございます。それから、東町からの道路から入ってくるところが渋滞するということですのでけれども、そういったことが懸念はされておりました、当初、信号機をつけるときですね。しかし、地元の方ですね、第5区、第8

区の区長さん方にお話をしたときに、そういうことも当然お話をして、それでも設置してほしいという提案が出されましたので、それは、地域の方は了解されているのではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、東町のこの交差点ですね。私も以前ここでぶつけられたのですよ、実際福岡ナンバーから。これはやっぱり朝とか夕方という、いっぱい渋滞してなかなか出られないと。だから、何か網線か何かつけて、県道側にですね。これは駐停車禁止か何かですね。これやったら抜けられるのかなと思いますけれども、それは要望です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第27号議案について質疑を終わります。

日程第8 第28号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8．第28号議案 佐賀県市町総合事務組合規約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第28号議案に対する質疑を終わります。

日程第9 第29号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9．第29号議案 基山町土地開発公社定款の一部変更についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第29号議案に対する質疑を終わります。

日程第10 第30号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 第30号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。失礼しました。17ページをお開きください。

17ページ第30号の補正予算です。第1条、第2条について質疑を行います。ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

この17ページ、第2条、債務負担行為が書かれていますね。これは後のページの……（「21ページ」の声あり）21ページの第2表、債務負担行為。この関係で質問してもいいですか。

今回、総合計画の策定委託料ということで平成26年度、来年度の債務負担ということで223万円出されていますね。当初予算では平成25年度分ですね。総合計画の委託料ということで六百何十万円でしたか出されていると思うのです。そうすると、これは入札等を行って、2年間の契約という形で平成26年度については223万円というふうになったのか。そうすると、コンサルを受けたところですね。この辺の流れについてちょっと説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、まだ業者を決定しておりませんで、今まで分けておりましたのを一括してやらないとできないだろうということで、今から募集するのを要項をつくっている中で、そういうことで次年度の債務負担行為が必要ということでしておりますので、まだ業者とかは決定しておりませんので、これからになります。

○議長（鳥飼勝美君）

17ページありませんですね。

それでは、18ページ、補正予算の歳入歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。

21ページ、今ありましたけれども、債務負担行為について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようです。

次、事項別明細の3ページをお開きください。

歳入から行きます。款項ごとに行きます。11款、分担金及び負担金、2項、負担金について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、使用料及び手数料の使用料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、13款、国庫支出金、国庫負担金について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ありませんですね。

6ページ、13款、国庫支出金、国庫補助金。松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません。歳入はうちではありませんので、よろしくお願いします。

その民生費の関係ですが、次世代育成のその交付金、国の補助金を322万円減額と、そのかわりということで、県の安心こども基金からということになっているというふうに8ページになっておるわけですが、その8ページの県補助金にかわったということですが、そうしますと、これは歳出に係るわけですが、こういうふうに削る、そして安心こども基金にかわることによって、今回行われる歳出のところの事業、これについて、歳出で聞いてもいいわけですが、ちょっと説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

こちらにつきましては、これまでは次世代育成支援対策交付金のほうで歳入を受けており

ましたけれども、この事業が安心こども基金のほうに移りましたので、単純に歳入の項目が安心こども基金から歳入を受けるということで、事業内容等については変更ございません。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

7ページ、県支出金、県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

8ページ、県支出金、2項、県補助金、1目から9目まで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

9ページ、14款、県支出金、3項、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

10ページ、16款、寄附金、1項、寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

11ページ、17款、繰入金、1項、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

12ページ、19款、諸収入、5項、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

歳出に行きます。13ページ。林議員。

○11番（林 博文君）

済みません。ちょっと12ページよかですか。

この雑入で、鳥栖基山農協の農業公社解散に伴う清算金ということですが、これは鳥栖の今の田代支所のところに農業公社があったわけですが、多分十四、五年前にこの農業公社、鳥栖市と基山でつくられて、町からと鳥栖市と、そして農協の職員がこの事務に当たっておったわけですが、要は農業委員会の手伝いをして農地のあっせんとか耕作放棄地とか、そういうようなのをして、農業公社を通した場合は800万円の売買控除とかそういうものがあつたというようなことにはしておりますが、今、政府が打ち出しておる集積関係になれば、この農業公社がしておる作業そのものが、今の今度また自民党がする大型の農地の集積関係につながるわけですが、何でこの農業公社が解散になったのですか、ちょっとその理由を。

○議長（鳥飼勝美君）

木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

鳥栖の農業公社の解散ということですがけれども、平成20年12月1日に、法人改革に伴う公益法人関連の法案が施行され、5年間の猶予期間の間に新制度に定められた法人への移行を行わなければならないというふうになったのをきっかけとして、公社のほうでも検証をされた中で、JAの大型合併や機構改革による助成の施設における事業のあり方などが問題視され、助成金の捻出も困難な状態にあるということで、このような状況を踏まえて今後平成24年度内の解散を目指し、その後清算人に清算を委ねると。利用者等に支障が出ないように、平成25年度以降はその関連団体にその事業の目的を継承するという事で、解散が行われたわけでございます。

継承する事業としては、農地あっせん、貸借事業、それから農地利用集積円滑化事業、経営改善事業、それから青色申告推進事業、担い手育成支援事業というふうな事業がございますが、鳥栖市、基山町、両方の農業委員会や佐賀県の農業協同組合、それから地区農業再生協議会などにこの事業の継承を行って解散ということで議決されて、平成25年3月29日に解散の決定が行われた次第でございます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

理由は今ちょっと聞きましたが、今言われました関連団体に移行するという事になったから解散をされたわけですか、国の方針で。これは、鳥栖と基山の市役所と町がやはりこういうをつくらないかんということをつくったわけですが、すけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

その事業そのものがJAの事業と重複している部分と、それから、その前に、制度が5年間の猶予の間で法人化へのということもございます。それと、事業の重複は申し上げましたですね。それと、あとJAの大型合併とかで助成金の捻出が困難になったということも理由として考えられます。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっとそれは大型合併により補助金とか、だけれども、国のこの施策そのものは農地の集積事業をやったりこういうふうな農業公社のあっせんとか、耕作放棄地をなくすために貸し借りが主に農業公社でしておったわけです。結局、町が農業委員会がやはりそういうふうなあっせんをしておるのを手助けをして、農業公社のほうが相当やはり取り扱いは、鳥栖と基山の分をしておったから量も多かったわけですが、今、平成25年の3月に解散をされて、基山町からこの出資金を出しておった249万円が返ってきたということですが、事実まだその職員は3名こうずっとかわられたわけですが、私の後輩がまだ、この農業公社という公社そのものにはもう解散ということですが、集積のその農地のあっせん関係の仕事は継続していくというのを聞いたわけですが、その辺については町は知ってありますか、今もあるわけですが、すけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

集積事業につきましては、鳥栖市、それから基山町、農業委員会のほうで当然ということでございます。（「今現在まだ継続して、しているまま」の声あり）

それは継続してそのまま、はい。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

この同じ農業公社の解散に伴う清算金249万円ということですが、これは多分出捐金というか拠出金というか、そういうものを出した上での清算と思うのですが、基山としてこの公社に何ぼ出資ないし拠出して、何ぼ返ってきたのかと、その清算の状態はわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

出資金のほうでトータル3,000万円でございます。そのうち、JAさがが1,460万円、基山町、うちが260万円、鳥栖市が1,280万円ということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

こういうやつは、説明のときにぜひきちっともうしてくれれば質問する必要がありませんので。大事な清算とかいう話はきちっと状態を説明いただきたいと、よろしく申し上げます、今後。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員、資料はいいとですかね、委員会のほうに。はい、わかりました。

13ページ、歳出行きます。

1款1項、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページで2款1項。15ページ、16ページまで。ありませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

その15ページの財産管理費の需用費の修繕料の庁舎の駐車ラインの引き直しで20万円というところで。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員、ちょっとマイクを。

○12番（松石信男君）

済みません。

15ページの5目、財産管理費の11節の需用費の修繕料、庁舎の駐車場ラインを引き直すと、20万円ですね。よく町民の方から、町内の町道のラインが薄れていると、何とかしてくれという声もお聞きをするのですが、このライン引きについては引き直しといいますか、これは何かサイクルか何かあるのですか。いや、薄くなったらもうというふうに、認めたらすぐ算化するというふうになっているのか、その辺どうなのかですね。（「松石議員、8款だよ。土木費で行きましょうか。町道のことでしょう」の声あり）

関連して聞いている、駐車ラインのことで。ライン引きのことでした。済みません。関連して申しわけないです。なかなか町でいっても、町民の人の視点で見れば放ったらかさされているということなんかお聞きしますので、その辺のちょっと関連して申しわけないのですが、町道のライン引きについてはどのようにになっているのか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

白線の引き直すのにサイクルがあるかということは、それはございません。それは、やはり交通量とかそういったものによって白線が薄れていく場合がございませけれども、その点で白線が薄れたところのそういった申し入れがあれば、適時ラインを引いていきたいというふうに思っています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

15ページ6目、企画費ですね。13節、委託料、生活交通ネットワーク計画策定調査検討業務委託料600万円からの更正が上がっています。町から協議会への仕組みが変わったということですがけれども、要するにこれは3月の当初で決めたわけですね。それがもう6月でこれだけの補正になっています。ちょっとまず理由を御説明ください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まずは循環バスの見直しをする場合には、ここに3月に計上させていただきました生活交通ネットワーク計画策定調査がもう必須なわけでございます。それで、昨年来ずっと佐賀の運輸支局と会議を重ねた中で、これの調査費につきましては定額補助ということで、言いかえれば100%補助ということでありました。それで、基山町も600万円程度はかかるというようなお話をした中で、それはいいですよというようなことでもございました。いつか御説明いたしたと思いますけれども、これは最高2,000万円までは認められておりました、国のほうですね。で、600万円ということで、それは調査を適切にやってくださいというようなことで600万円を計上いたしました。その中で当初予算にこのような金額を計上いたしましたけれども、国の予算が若干おくれて来ておりましたけれども、運輸支局のほうからお話がありまして、ことしは大変厳しいというようなことが入ってまいりました。私たちとしては、悪くても半金、300万円程度は来るだろうというような、悪くてもということでしたけれども、やはり最終的には100万円になったということでもございます。

それで、その原因といたしましては、やはりその地域公共の改善事業、そのやはり震災にかなり持っていわれているということと、実際的に運行の地方公共団体がふえてきたというようなことで、そちらの予算もやはり実際にバスを動かしている、これも補助金の範疇もかなり広範囲でございますので、実際的に運行しているところに補助金を移していったというような説明を受けております。

それで、今、その余りにも金額が少なかったために、どうにかならないでしょうかというようなお話は、今現在もやっておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

そうですね。いや、予算がありませんからって、これだけ一気に減らされると、ああそうですかというわけにはいきませんよね。それで、ちょっとやっぱり心配するのが、今後これは補填があるのかどうか。それと、計画の変更。こういうところにどういった影響が考えられるかということ、ちょっとお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この補助金の補填につきましては、先ほどちょっと申し上げましたけれども、まだ最終確定ではないというふうなお話は聞いております。

それから、今後どうなるのかということでございますけれども、やはりこれは、補助金があろうとなかろうとやはり進めなければならない事業だということで、町長と協議をいたしまして、やはり進めるべきだろうということで、単独持ち出しが大きくなりますけれども、やはり事業は進めていくということで決定をいたしておりますので、今後はやはり実際の循環バスの運行に向けて精力的にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

最後です。

先ほど最後に循環バスの運行というふうに言われましたけれども、当然これは循環バスのいわゆる2台目を考えたところでの予算ですよ。それとは全く切り離してのことなのか。それとも、この循環バスを2台運行するというのが、この計画変更に大きく影響をしてくるのか。それでも2台を動かさなければいけないのか。このあたりを最後に確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今回、更正をいたしておりますのは調査費でございまして、この調査費をもとに、どういった運行が基山町にベストなのかということの材料となる調査でございます。運行に関しましては、その補助というのは運輸局ですかね、そこが定めたある程度の点数がございますので、その点数に基づいた助成がなされますので、この調査費みたいなばっさり切られるというふうなことはございません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

聞かまかと思ったけれども、ちょっと済みません。

その企画費の消費生活相談業務委託料の追加8万6,000円に関してですけれども、最近、もちろん消費生活ですからいろんな相談があっていると思うのですが、いわゆるその新たな詐欺が「おれおれ」が、何か「母ちゃん助けて詐欺」、何か名称が変わったとかなんとかという話になっておりますけれども、本当に大変ないろんな問題が持ち込まれていると思うのですが、基山町でもし把握してあるならば、その辺の何か、大きな事件なら新聞に載るでしょうけれども、何かそういうのが相談が寄せられたのかどうかですね。もし把握してあるならば答弁をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今、手元にちょっと持ちませんので、それは後ほど。（「把握はしているの」の声あり）
相談はありますので、それは記録はとっていますので、ちょっと私のほうが今そこを個別には把握しておりませんので、とりあえず調べて、また、後ほど回答させていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

5目の財産管理費の関係での委託料の関係ですけれども、これは外壁の改修を行うということで組まれております。私が聞きたいのは、13節の外壁改修工事の監理委託料ですね。監理委託ということは、設計業務を委託して、そしてそれをもとに改修工事をするときに、それが適正に工事がされているのかというのをチェックするということで、請負業者とは別にこの監理委託でさせるのだらうというふうに思いますけれども、どれぐらいの工事においてこの監理委託をしなければならないのかという部分ですね。私は、こういうふうな改修工事について、改修の監理委託までしなければならないのかなということでは少し基準がわかりませんので、この基準について説明をお願いいたします。

それから、大体、これは当初予算でこの診断の委託料を分けて診断をして、その診断の中で、ここについてはこれだけのやっぱり改修が必要なのだということとされていると思うのですね。どれぐらいやっぱりこの建屋というのはもう古くなってきているのかという一つの判断材料にもなるし、これが今後の基山町の庁舎外壁、ほかにも同じような外壁がたくさん

ありますので、これの今から先の改修にも出てきますので、この辺の関係についてわかる部分で説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

この件につきましては、外壁改修としておりますけれども、実際の場所は町民会館と庁舎の間のカルチャーパークといいますけれども、あの部分のタイルの改修でございます。

この工事に関しましては、ただタイルを張り直すというだけではなくて、ある程度の期間もつようにピンを使って埋めて長もちをするような工事の計画をしておりますので、普通のタイル屋さんとかはそういう施工をしておりますので、実際そういうところを監理をしたことのある業者に、工事監理については入札の結果で業者は決まりますけれども、施工をやっっていこうというふうに考えております。

その庁舎とか町民会館とか、保健センターもですけれども、外壁の件につきましては、ことし当初予算でお願いをしておりますけれども、その同じようなやり方をしていきたいなというふうに考えています。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

これ、同じ庁舎外壁診断ですけれども、そのカルチャーパークだけですね。私もそこはよく町民会館に行くときに通っていたのですけれども、そんなに1,300万円もかけてタイルを全面的にかえないかんほど損傷しているようには思えませんけれども、何個か剥げているなという程度ですけれども、全面的にタイルを入れかえるということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

全面的ではございませんけれども、あそこにタイルが数的に言えば5万7,000枚ほどあります。何らかの異常、浮きとか、完全に剥がれたのもありますけれども、その部分が6,400枚ぐらいありますので、それを見えないところもありますので、それを改修していくと、見積りの結果は1,320万円という結果になっております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

同じ項目でけれども、ほかにもこの庁舎からは、保健センター、町民会館ですか、そういったところも同じ項目でありますけれども、ほかの施設ですね、庁舎、総合も点検して、同じようなメンテナンスを必要とされているのか。もうほかのところは終わっているのか。今後の計画についてお尋ねをします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

その他の庁舎等につきましては、当初予算で447万3,000円の調査の委託料をお願いをしておりますので、その結果が出て、また同じような方法でやっていきたいと思っています。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この総合庁舎のタイルについては、以前修理ですか、されていると思うのですが、またそれを再度されるということでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

あのときには、落ちている部分を中心に施工はやっています。たしか300万円ぐらいでやっているといると思うのですが、あれからもう五、六年たちますし、町民会館にしても部分的に剥がれたものもありますので、庁舎が建ちまして十五、六年たちますので、もうそろそろ全面的な改修も必要ではないかという判断をしましたので、全面的に外壁診断をして、1年で改修工事をやれるかどうかはわかりませんが、何年かで年度でできるようなことになれば、そういうふうにもしていきたいと思っています。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今回の工事は、その耐久性で言えば、今現在あるものと15年で交換しなければならないものが出てきていますけれども、今度カルチャーパークですか、される部分についてはそれ以上の耐久性がある。要するに何年ぐらいの耐久性がある工事をする。先ほど工法が少し違うような説明をされましたけれども、その点はやはり耐久性があるという工法をされるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

若干割高にはなりますけれども、耐久性を重視して施工をしていきたいと思っています。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

17ページ、2款．総務費、2項．徴税費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

18ページ、2款．総務費、3項．戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

19ページ、3款．民生費、1項．社会福祉費。20ページまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、3款．民生費、2項．児童福祉費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

22ページ、4款．衛生費、1項．保健衛生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

23ページ、6款．農林水産業費、1項．農業費。林議員。

○11番（林 博文君）

これは19節の負担金補助及び交付金ですが、民主党から自民党になって、戸別所得補償が名称変更ということですが、支払い関係の今まで民主党がしておいた戸別所得補償金額等は変更はなっていないわけですか。例えば10アール当たり1万5,000円とか、麦とか大豆とか、そういうような補助金、それから農地集積関係、それから集落営農関係、その辺の内容をちょっと説明していただきたい。だから、補助金が名義変更だけというような形で、中の内容は変わっていないわけですか、平成24年、ちょっと。

○議長（鳥飼勝美君）

木原農林環境課主幹。

○農林環境課主幹（木原弘善君）

内容的には全く変わっておりません。金額も含めてですね。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

24ページ、7款．商工費、1項．商工費。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

2目の観光費、着地型旅行商品造成支援事業委託料ですね。これは、県の緊急雇用基金ということで、100%交付ということです。私も以前から言っていますように、こういう事業があるときにはできるだけとりにいていただきたいというふうに要望をしてみました。

それで、今回の分なんですけれども、これはまずプロポーザルでされるのか、随意契約でされるのか、そのあたりを、どういった会社に。これをちょっと読んでみますと、恐らくその旅行会社関係かなというふうに思うのですけれども、その辺も含めてお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、県のほうで委員会とかありますので、そこの中で提案事業を審査してもらいますので、プロポーザルと同じような扱いになるかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません。これは先方をどこにこうお願いをするかというのは、町が決めるのですよね、県が決めるわけじゃないのですよね。それがちょっと1つ。

それと、もう1点が、これは起業支援型地域雇用創造事業というふうにもなっています。恐らく何名かを雇用してという話になると思うのですけれども、その例えば雇用される方の地域、その辺を特定できるのかどうか、それもちょっとあわせて質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、県のほうにそういう委員会ができて、そこで審査をしてもらうことになっておりますけれども、一応、町としては町内の事業者にさせていただければというふうには考えております。

それから、雇用者なのですけれども、2人を予定しておりますけれども、これにつきましては、できるだけ町内のほうがよろしいのですけれども、これについて町内じゃなければいけないとか、県内じゃなければいけないとか、そういう限定はございません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

私も初めて知りました。県が最終的に認定するのですね。

それで、例えば、企画政策課長としてどういうイメージを持ってこの委託を申し込んで、そしてどういう活性化を生んでもらいたいからこの555万円、基山町に来たのか、その辺をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。わかりやすくお願いします。

○企画政策課長（木村 司君）

これにつきましては、基山町の観光資源や特産品を生かした旅行商品、それから観光ツアーの開発をお願いしたいというふうに思っております。これにつきましては、実を言います

と、観光ツアーというのが、そもそも中小の資本金の少ないところではできなかったのですけれども、法律の改正により、そういう着地型の場合、その観光地先のところがする場合は少額の資本でもできるようになっておりますのでできるだけ、基山町だけで観光というのはなかなか難しいかと思っておりますけれども、近隣と連携をとった中で、近隣の観光地と一体となった中で基山町を売り込んでいただきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今の件でちょっと私も気になっておったところです。

緊急雇用で創出2名ということは大変いいことでありますけれども、従来はいろんなこういうふうについては商工会にというふうな形になっておったのですが、今度は町内の業者に委託するというございます。で、何社ぐらいあるのか、そういうことをされるか、事業所、その辺もちょっと教えていただきたいなど。そして、これは期間は半年とか1年とかそのようなのがあるならば、もちろんその成果についてはきちんと町に報告されるし、必要なのは議会にも、こういうのが基山町の魅力でございまして、こういう観光ツアーを提案していただきましたとかいろいろ、まさに報告していただきたいと思うのですが。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

基山町内に何社あるかというのはちょっと記憶はないのですけれども、1社はあるということだけはちょっと確認をしております。

それから、当然これをやるわけですので、期間としては7カ月を予定しております。それで、結果については、当然委託事業ですので実績報告書というのが出てまいりますので、その中で検証をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

25ページ、8款、土木費、2項、道路橋梁費。河野議員。

○5番（河野保久君）

2目の道路新設改良費で、ここに上がってないのですけれども、予算の中で関連で、白坂

久保田2号線の調査費399万円というのが上がっていました。その辺がちょっと気になっているものですから、お伺いいたします。

まず、財政課長にお伺いしたいのですけれども、先月、入札の結果を見まして、399万円で入札に参加した業者が8業者で、落札した会社の名前はもうわかっていると思う。見ていただければわかると思う。金額が190万円で落とされている。ちょっと素人考えなんですけれども、余りにも何かちょっと、ほかのところが大体300万円ちょっと超えたぐらいのところに入札しているのですけれども、ここだけ何で190万円でほんとに入れられたのか。仕様書は、それはこんなことはあってはいけないのですけれども、多分1本でやっているのだろうけれども、どういう内容で、内容的にはまず変わりはほかのところと、仕様書というの是一緒ですよ。まず、その辺の確認と、190万円という金額で決定ということで間違いのないですよという確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もちろん仕様書は1本でございます。

金額につきましても、企業努力の結果だと思っております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

危惧するところはわかっただけだと思います。目的をきちんとやっていただかないと、前段としてのその調査がいいかげんなことであっては、説明会のための資料ということでしたので、その辺のものが十分なものでないと、非常に私としては困るなと思ったので、そういう尋ね方をさせていただきました。

それと、もう1点確認なのですが、これは落札されて、もう調査を始められて終わっているのでしょうか。というのは、6月にけやき台のミニ集会というのが予定されているというふうに工程表では説明を受けているのですが、いまだもって、区長さんたちにこの前もちょっと聞いてみたら、まだそういう話はないよということで、どないになっているのか全然こう皆目つかんもので、住民の方からも、いつ説明会されるのですか、どんな説明会されるのですかというような問い合わせも来るものなんです。私が一番怖いのは、前回の轍は絶対踏

んじゃないけない。これがもう髓までしみているものですから、そういうことがあったら、せっかくみんなで議論しようという雰囲気になっているところに、もうはなのところから、スタートのラインから何か出ばなをくじかれちゃっているみたいなどころになると、非常に前回の二の舞になるんじゃないかなと、何かそういう危惧がすごく強いものですから、その2点、調査はもう終わっているのか、それともまだ終わっていないからできないのか。もしできないとしたら、まだおこなっているのだったら、最悪でもいつできるのか、その辺までちょっと具体的に示していただけませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

調査につきましては、まずは交通量調査をやるということでございまして、交通量の調査につきましては6月の終わりごろを予定をいたしております。それは業者のほうと打ち合わせをいたしております。

それから、高速道路、踏切、3号線の協議は、まだやってはおりません。しかし、工期内には必ずやるということと、金額が安かったからといって、その業務の内容にそれが低下するようなことはあり得ないというふうに思っておりますし、それから、説明会につきましては、4月21日の日に、区長会の後に現在の区長さん方にお話をいたしております。その中でいろいろ御意見も伺っておりますけれども、6月中に4つの区、別々に説明会をさせていただきたいというお話をいたしまして、15区と17区の区長さんには役場に来庁された折にその旨の話はいたしております。その中で、では、自分たち区長で集まって適切な日を決めるといようなところまでの話はいたしておりますので、それも6月21日の区長会が終わった後に集まって話をするというようなことで、一応話が進んでおるといところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

いや、一番心配なのは、わかっただけだと思うのだけれども、その説明会の資料としての調査をきちんとやって、ミニであれ、それから全体の説明会に当たりますよというのがこの調査の目的だと思うので、今の話だと、交通量調査が6月末ですか。ということは、その段階で例えば仮の話をしたって、では、仮の話をしたらもめるだけですよね、また。多く

なるんじゃないか、少なくなるんじゃないかと推測の話になりますから。なので、多少僕はおくてもしょうがないなら、いつですよということで早目に決めていただくのが1点と。

一番怖いのが、今げやき台って、先日、大山議員のほうからいろいろ一般質問になって、げやき台の話をしていただいていたのですが、やっというろいろみんなできつになろうよというような機運が高まりつつある中で、この問題で変にこう住民間に摩擦が起こって、何かせっかくに一つになって一つの地域のことを考えようよと言っているときに、これをうまく処理していただかないと、何かこれをもとに住民同士がぎくしゃくしちゃうようなことを僕は一番恐れているのですよ。そういうことがないようにきちんとその辺のことは段取りを踏んでやっていただくことはきちんと時間をかけて、多少時間はかかりますがしょうがないと思います。だから、その辺はきちんとやれることはやっていただいて、それで説明会に臨んでいただかないと、また前回の二の舞になっちゃうんじゃないかなというのが僕は非常に危惧しているところです。それによってまた住民がばらばらになっちゃう。それが一番怖いところなので、十分その辺を配慮していただいてやっていただければと思います。町長のほうの見解を求めます。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

確かに、もう2年前ぐらいになりますかね、1年前に説明会をいたしましたけれども、そのときは唐突でございました。それから、資料等も不備だったというようなそういう思いが、いまだに私もしております。今回はその辺のところは抜かりないようにしたいと思いますし、それから、説明もその1回で終わるといふあれじゃなくて、小さい単位でも説明をいたしますし、また、広範囲な全体的な説明会もやっぱり必要だろうというふうに思って、前回の轍とおっしゃいますけれども、ああいう失敗はしないようにということは私どもも考えております。（「いつぐらい説明……」の声あり）

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

河野議員がおっしゃいましたときに、ちょっと認識の違いがあつてはいけませんけれども、説明会の資料等をつくり出すのは、うちが考えておりますのは9月の説明会の資料でござい

まして、けやき台のミニ説明会と申しますか、そのときには、そういった今度業務委託出しております資料はまだ間に合いません。しかし、それと区長さんですね、4月21日にお話をした段階では、原点のお話をしてくれということでございますので、余りそういった町の計画と申しますか、当然計画はあるから説明会はやるのですけれども、それを前面に出すと、議員おっしゃいますように大変危惧されていることが発生するのではなかろうかということでは重々考えておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

済みません。1目の13節委託料ですけれども、日渡・長野線ですね。この調査委託料ですけれども、この内容は当初の計画の調査をされるのか、それ以外のまちづくり課長が請願書があるときに提案された、あのことも含めた調査なのか、その点と、今後のスケジュールですね。どれぐらいをめどにこの計画を進めていかれるのか、その2点をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今回お願いいたしております委託業務につきましては、路線を3ルート考えたいということでございます。1ルートにつきましては、日渡・長野線を延長いたしまして、弥生が丘駅からもってくるところを格子でつなぐことですね。

それと、もう2点目は、日渡・長野線を延長いたしまして花町線につなぐということです。

それと、もう1ルートは、荒籠線のところに交差点をつくりまして、そこから花町線につなぐ。そういったところの3ルートを考えまして大方の設計費、そういったもの。

それと、その区域は約4.6ヘクタールございますけれども、その区域の住民の方のアンケートを、それもとってみたいというふうなことで進めていきたいというふうに思っております。

それから、工期につきましては、大体12月いっぱい程度、今年中には大方のでき上がりといえますか、それを求めていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

26ページ、8款。土木費、3項。都市計画費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、8款。土木費、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

28ページ、8款。土木費、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

29ページ、9款。消防費、1項。消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、10款。教育費、1項。教育総務費。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

済みません。28節の育英資金繰出金についてお尋ねします。これは、現在対象者は高校、大学の学生ということでよろしいですか、ちょっと、まず確認を。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

高校生1万円、大学生2万円、月ですね。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

最近、よく相談を受けることがあります。大学までは出していただいた。非常に使いやすい基金であると、ぜひ、よければ大学院まで考えていただけないかという相談です。ちょっと教育長とも前段で話をさせていただきましたけれども、まず、この基金そのものがある程度の金額を積んでおかなければないと、その中で大学院まで出せるかどうかわからないという話もいただきましたけれども、現時点でなかなかやっぱり厳しい話なのか。また、恐らく

大学院出てくると、専門学校に使えるかという話も出てくると思います。それもあわせてちょっとお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

この基金が、貸し付けますと、例えば大学生であれば4年間、それから、また4年をかけて返していただくわけですが、その間の運用については、その前の方たちの返した金額とかもととなる資金で賄っておるのですけれども、現在この申込者が結構多くて、大体今までは5名から7名の間以内で回していけば、その回収と貸し付けとうまく回っていくというような状況でしたので、大体、今、希望者の方については100%していておりますけれども、これがまたふえてきますと、町からの借り入れとか、そういうことも考えられますし、厳しい場面がちょっと予想されます。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。

31ページ、10款．教育費、2項．小学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、10款．教育費、3項．中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、10款．教育費、4項．社会教育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、13款．諸支出金、2項．諸費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

35ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

36ページです。ちょっと終わる前に聞きたいのですけれども、訂正をされまして、一般職職員数132名ですね。補正前が134名ですね。これですね、当初予算で見たときに、本年度は131名、当初予算、ですよね。この違いは何でしょうか。国保と下水は別ですから、それはわかっています。今言った、私もちょっと手元に持って、定数管理の関係もありますし、この定数の関係については少し私もちょっと神経を使いながら見ているのですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

2時10分まで暫時休憩します。

～午後2時00分 休憩～

～午後2時12分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

会議を再開します。総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

先ほどの職員数ですけれども、当初予算には上段に（3）、下に131ということで記載しておりますけれども、上の（3）の方が再任用ですね。外書きにしておりまして、131とこの外書きの歳入の3を足すと134ということになりますので、この6月補正に出しております補正前の額で人数は134ということで同数になります。

今年度は担当のほうがちよっと再任用が初めての採用でしたので、どういう表現にしようかということで、同じ表現にしておけばよかったのですけれども、6月がちよっともう職員数のほうに入れ込んで記載をしているということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

その関係で、131が正職員で3人が再任用という形で134という形ですね。6月の補正でマイナス2と、マイナス2のうち1名が再任用、そして1名はこれは職員ですね。そうすると、やっぱり合わせて書かなければならないと、こちらのほうですね。で、合計が132と。しかし、そのうち正職員が130、そして再任用が2名ですね。というのは、これは定数管理に物すごく影響してくる中身でもあるのです。この辺については、今から先、正確に報告しても

らうようにお願いをしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

先ほど松石議員のほうから質問がございました消費生活相談の絡みで、おれおれ詐欺の件なんですけれども、消費生活相談で、おれおれ詐欺という相談はやっておりませんけれども、消費生活相談で、1件は、いわゆる投資信託で元本保証と聞いていたけれども、元本が保証されなくて1,200万円ほどの被害に遭っているという話と、もう一つは、家の新築工事が契約どおりでないという話が相談をされております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、第30号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第31号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第31号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の22ページをお開きください。第1条、歳入歳出補正について、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、23ページ。同じく歳入歳出の22ページ歳入、23ページ、24ページについて。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書の3ページをお開きください。

3款. 国庫支出金、1項. 国庫負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、3款. 国庫支出金、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、6 款。県支出金、2 項。県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、9 款。繰入金、1 項。他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に行きます。

第1 款。総務費、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8 ページ、2 款。保険給付費、3 項。移送費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9 ページ、11 款。諸支出金、1 項。償還金及び還付加算金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10 ページ、12 款。予備費、1 項。予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11 ページ、給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第31号議案に対する質疑を終わります。

日程第12 第32号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12。第32号議案 平成25年度基山町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

25 ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、26ページの歳入、27ページの歳出についてございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書をお開きください。

3ページ、6款．繰入金、基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、6款．繰入金、2項．他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、歳出、2款．事業費、1項．公共下水道事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページの給与費明細書。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、第32号議案に対する質疑を終わります。

日程第13 第33号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13．第33号議案 基山町長等の給与の特例に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。追加議案の分です。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

お尋ねします。

今回、特別公務員の第三者委員会に要請をされたのか。また、しなかったのか。そのことを前段でお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

報酬審議会につきましては、特別職の報酬の一層の公正を期する必要があることから審議会を設置してありまして、第三者機関の意見を聞くというので公正を確保するということで設けられております。

今回の報酬の削減につきましては、その報酬の額というのを変更させるのではなくて、一時的に削減するというので、審議会の諮問はいたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

今回、町長、副町長、教育長に関して7.3%の減と、いわゆる職務の級で行きますと6級に合わせられました。その理由をお尋ねいたします。

それと、これは削減されなかった場合の基山町のラスパイレス指数、これもあわせてお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

ことしのラスパイレス指数はまだ出ておりませんが、去年の106.1、これを100にするということで、去年から比較すると99.9ぐらいか100ぐらいには行くと思います。去年と比較すればですね。

三役の6級と合わせた理由につきましては、6級が管理職の職となっておりますので、この管理職以上については一律7.3%ということで削減を決めております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません。3回までだそうですので、5点にわたって質問を行います。

2ページのその引き下げの表がございますが、まず1点目は、2級以下の場合には3.9%という、これは金額は幾らかですね。6級、7.3%、これは幾らなのか。そして、平均何%で幾らと、これをひとつ説明をください。

2つ目ですけれども、国家公務員のこの賃下げの際に、政府は地方への賃下げの要請やそ

れを前提とした財政措置は行わないと、新聞報道もこれはなされましたので御存じだと思います。としていたのに、今回、国は方針を変えて地方に要請といいますか、私に言わせれば強制、おどかしと、こういうふうにしてきたのはなぜなのか、明確にお答えください。

次の3つ目に、その提案理由に基づいて大体聞くわけですが、地域経済の活性化を図るためだと、これをすれば地域経済は活性化するというふうな位置づけのようですが、果たしてそうなのかどうかですね。それについてお答えください。

それから、4つ目ですが、地方公務員の賃金は御存じのとおり、私が言うまでもなく、各自治体で労使交渉を踏まえて、それを議会に上程して議会で決めている。これは、法律にそれをすると明記されているわけですね。ところが、政府がこの賃下げを前提にその相当額をこの地方交付税から削除すると、今回、それは先ほど言いました脅迫、おどかし、事実上の強制に当たると。そのいわゆる今の地方分権化の時代に、これは明らかに地方自治体への自治への私は介入だと思うのですよ。その地域のことはその地域で決めるのだと、言葉は地方分権法にも書いてあるけれども、ちょっと読んでいませんが、地方は国の下請け機関ではないと言ってさまざまな権限を与えられ、どうも財源措置は余りぱっとしませんけれどもやってきたのにもかかわらず、今回やってきていると。これはどうも納得がいかない。先ほど町長が説明のときにもそういうふうな趣旨のことをちょっと言われたかとは思いますが、これは見解をよろしくお願ひしたいと。

それから、5つ目に、政府はこの地方交付税の削減分で防災・減災事業、地域の活性化に取り組むというふうにしておりますけれども、しかし、その本来地方で行われている防災・減災事業、その地域の活性化などに対する事業については国が責任持ってやるべきで、その財源も国がちゃんと確保すべきだと。その財源を公務員の賃下げ、人件費で賄えというやり方は、私は国の責任を全く放棄するものであるというふうを感じるわけであります。非常に今の様子を見ても、何でもそうですが、国がいろいろやると、あとは各自治体でよきに計らえと、お金はそちらでと。どうもそのような感じがするわけですね。この5点にわたって明快な答弁をいただきたいと、よろしくお願ひします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

全てにお答えできるのかどうかちょっと私も疑問ですけれども、何点か今おっしゃいまし

たところに私なりの思いを言わせていただきますと、当初、提案理由の説明のときにも申し上げましたように、私自身もどうも今回の国のやり方というのは納得いかないというようなことでございます。もうちょっと横暴だなというような感じがいたしております。

そうしたところで、なぜこんな強制かというようなお尋ね、これも、それと地域活性化のためというのは、この辺もちょっと私もこの両方、意図不明といえますか、理解できない部分がこの2つございます。

それから、地方分権。これはもう本当に地方分権、地域主権と言って、そちらの方向に来ておると、本当にそうかどうかは別にしましても、そういううたい文句でこれまで進んできておるといふに私は思っておりましたけれども、どうもこれに逆行するようなそういう今回のやり方じゃないのかなど。これにも私もやっぱり不満は持っております。

それから、なぜ公務員の給与削減かということでございますけれども、これは、国家公務員の給与自体もやっぱり高いというようなことも言われております。それがどうこうというのはまた別にしましても、そこで国家公務員の給与を引き下げようというような最初にそういう意図があったというふうに思っております。どういのでしたかね、国の国家再生ですか、何かそういうふうな言葉までつけて言ってきておるといふこと、これはちょっといかがかなど。そして、それをまた今度は地方公務員にも押しつけてきておるといふようなこと、これも本当にちょっと納得いかないなというふうに思っております。

そのあれやこれや、私もこの不満ばかりでございますけれども、いかんせん、やっぱり国としてはそういう要請をしてきたと。それに加えて交付税をそれに見合う分削減するというようなそういうやり方でございますものですから、これは本当にいかがかなど。大体、地方六団体と話し合いをするというふうなそういう話もずっと今までこうやっていたのですけれども、それも今回、最初の時点でちょっとそれらしきことを言ったようでございますけれども、その後は一切行われたという形跡はないと思います。これもどうもルール違反だなというふうなことでございますので、松石議員がおっしゃる部分、ある意味私もそう思っておるところはございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

こっちでよかったですか。総務課長、答弁は要らんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

2級以下、それから、各級ごとの削減額ということでしたけれども、各級ごとはちょっと出しておりませんが、総額で、給与、それから共済費含めて2,980万7,000円となっております。

それから、減額については、昨年のラスパイレズ指数の106.1の6.1分に相当する分を減額するというので、ことしの分で見れば大体5.84%ぐらいになります。

それから……（「平均金額」の声あり）そうですね、ちょっと2,980万7,000円の平均金額は、年額は21万9,000円程度になります。年額ですね、平均ですね。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

今おっしゃったように21万9,000円と、年額ですね。1つのボーナスが吹っ飛ぶかなという感じもしますが、大変な額であります。

それで、今、先ほど町長のほうから答弁をいただきました。町長のほうは非常に納得いかないというような感じがありますが、もう一つ突っ込んでお聞きしたいわけですが、先ほど、なぜなのかと。2問目の質問で、地方まで波及しませんよと言っていたのに今回要請したと、それもおどかしかけて、地方交付税をカットするよと、なぜなのかということなんです。回答は、この資料にありますよ。いただいた資料の中に。おわりの担当課長は答えください。

3回しかできんので、済みません。

それと、町長は、これで地域の活性化が図れるかどうか疑問だと。まさにそのとおりだと思うのです。約2,900万円、全部が全部とは言いませんけれども、その分の消費が落ちたりすると、むしろ逆というのはもうはっきりしているというふうに思います。

そして、地方への強制じゃないかということについても、町長も全く自分もそう思うというふうにおっしゃいました。で、非常に政府のやり方については納得できん、不満ですけどもいたし方ないというふうな見解を示されたわけですが、特にさっき言いました、何で地方公務員の賃金を引き下げるふうに要請してきたのかと、この理由をはっきり述べて

ください。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

国が述べてきていますのは、追加資料で6ページの上にありますように、地方公共団体における給与減額支給措置の基本的な考え方ということで、趣旨としては、「日本の再生」のために、先ほど提案理由のときにも町長が申し上げておりますけれども、防災・減災事業に積極的に取り組むとともに、一層の地域経済の活性化に迅速に対応するというので、それから、その下にもありますけれども、消費税について理解を求めるというのが、この2項目で政府は要請してきているということでもあります。

国のほうの財源不足というのもあるかと思えますけれども、まず、東日本大震災の復興をするためというのが目的ではないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

3回目ですけれども、今言われたと思います。その点について私は先ほど若干反論をしたわけですね。3.11のために、何で地方の公務員の人件費引き下げで賄わないかないのかと、国がすべきじゃないかと、それは。いろいろ新聞とかテレビで言われると、どうも使い方がおかしいとかなんとかまで言われていますけれどもね。納得いきません。

そうすると、もう一つ今言われたように、新藤義孝総務大臣がはっきり書いていますよね。4ページの資料を見てください。また、今後、負担増をお願いすることとなる消費税について国民の理解を得ていくためには、まずは公務員が先頭に立って、「隗より始めよ」の精神でさらなる行政改革に取り組む姿勢を示すことが重要と考えておりますと、つまり来年4月から消費税を上げると、そのために公務員が真っ先に賃下げをしろと、これは全く私は本当に納得いきません。私は一般質問の中でも言ったのですけれども、政府は、消費税の引き上げで、その引き上げのための理由を2つ言いました。覚えてあると、1つは社会保障をよくするためなのだと。もう一つ、今1,000兆円にも達すると言われるこの借金、これを減らすためなのだと。もう全くでたらめですね。社会保障をよくするためどころか、例えば生活保護基準の引き下げ、私の答弁の中でも明らかになったようにますます悪くなります、はっき

りして。るる挙げれば、これぐらいにしておきますけれども、つまり消費税を引き上げ、国民に負担増を押しつけると、これから。そのために、公務員は賃下げしなさいと。こんなばかな話が私は絶対、本当、ここで1人でかっかしたって始まらんとおもいますけれどもですね。本当にこういうやり方をとって、そして分権の時代に、昔ならともかくですね、殿様の言うことを聞けと、言うこと聞かんば藩を取り潰すぞという時代ならね。そして、どこかの国のごと、中央集権の国ならわかりますよ。ちょっと納得いかないですね、こういうやり方。

そして、それは町長は苦渋の選択ですね。さっき言った地方六団体もね、それはおかしいということも上げている中で苦渋の選択と言われますけれども、本当にこの辺は私は勝負どころと思うのですよね。こういうことを本当に今回限りかどうか知りませんが、こういうふうな形で、だから自分たちで決めていいことが国の施策によって振り回されると、こういうことはあってはならないと思うのですよね、地方自治。本当に私は納得いかない、もう全て納得いかないということを申し上げておきますが、何か感想でもあれば、担当課長、町長も含めて御見解をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

何回も繰り返しますけれども、本当にその辺のところは、松石議員とも私も思いは同じでございます。これから本当に、そうですね、これは一応7月から来年の3月までとなっております。またこれをどうこうと言ってくることはないとは思いますが、また、形を変えた何かそういうふうな仕掛けも、これまた全くないということは私としても言い切れないと、そうしたときに本当にどうするのか。それから、要は話を地方自治六団体でしっかりとやっぱり国に届けてそういうことをさせないようなことも、やっぱりこれから考えていかなければいかんというふうには私は思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

町長の私も大変不満なのだ、この一言に私も尽きると思うのです。やっぱり誰でもが今回のやり方については不満を持っているということであろうかと思えます。その中で、これは確認もしますけれども、基山町のラスパイレス指数、106.1だったと。この6.1分を今回削

減して、それが金額にすれば5.84%の減になるというふうな説明でした。町長はラスパイレ指数について意見を述べたことがあるのですね。覚えていらっしゃるかもしれませんがけれども、昨年その後藤議員が一般質問をされたときに、基山町のラスパイレ指数について感想を述べられたのです。その感想を私は大変気になったものだからいつも覚えているのですけれども、確かに基山町のラスパイレは高いと、しかし、基山町の職員平均は県レベルで言えば18位なのだというふうに言われています。全国で1,700の自治体があるけれども、基山町の給与については約1,100番ぐらいなんですよと、だから、ラスパイレ指数では高いと言っても、これは統計のとり方にもよるからと、基山町の職員の給料はそんなにラスパイレ指数ほども高くないのですよというふうなことを、これは町長自身が言われました。私は今正確に読みましたけれども、そういう中で、県内19市町が来月から公務員給与の削減にということで新聞に載りました。玄海町については今検討中ということで、玄海町については交付税の不交付団体ですので、今検討されているのだと思います。その中で、基山町のこの削減幅、これが例えば、市は確かに削減幅が大きいところもありますけれども、10町の中で、玄海町が抜ければ9町になりますけれども、9町の中では基山町の削減幅は大きいのではないかなと思ったりもするのですね。太良町は一律1.3%、近くで言えば、みやき町が一律3.7%、上峰町が一律3.3%ですね。基山町は先ほど言われていましたように3.9から7.3%ですね。この辺について町長は、削減幅について本当に基山町の職員給与を見たときに、これで本当に職員さんに納得してくれというふうに言えるのかという部分が、まず1点です。

それから、これは地方交付税が減額されていると。これはいつも一般会計の当初予算のときにはこの地方交付税の扱い、一体どうなっているのかというのがいつも質問する部分でもあるのですけれどもね。今回の場合、もし削減をしなかったら、例えば地方交付税の中の特別交付税、この特別交付税がまたどういう理由で交付されるのか理由がはっきりしないという部分があるのですね。そうすると、基山町にペナルティーがあるのかと、よその自治体も一番心配されたのが実はここなんです。削減をもししなかったら、国のほうからペナルティーが来るのではないかという心配ですよ。だから、言うように町長もしぶしぶでもやっぱり国に従わざるを得ない部分があると判断されたのかということもあるのですね。この辺について国はどのように言っているのかと。いや、これはあくまでもお願いだから、あとはそれぞれの自治体ごとに判断をしてくれと。いや、これはお願いというよりも強力な要請なのだと、もしこれに従わなければペナルティーがありますよというふうに言われているのか、こ

の辺を伺います。

それから、もう1点は、先ほど松石議員も言われました。要請といいましようか、先ほど資料にも出ていましたけれども、総務大臣でしたか、「まず、隗より始めよ」という言葉です。何か町長もこの言葉をよく使われるときがあるのですね。そうではないですか。一体どういう中身なのかとさえ、言え、「まず、隗より始めよ」という言葉を辞書で引けばいいんですけれども、難しいことをするよりも、まず自分たちができることから始めていこうという捉え方。もう一つは、それを発言する本人がまず先頭を切ってやっていかなければならないという部分です。なぜ私がこれを言うのかといえば、提案する町長と、それを幾ら管理職といえどもその部下の管理職である6級職、削減幅が同じ7.3%というのはどうなのかなど。なぜそれかという、各市、町の統計なんかが出ている部分で、佐賀市なんかは首長のカット率は20%です。それがいい、悪いは私は言っているわけじゃないのですよ。大きい市、例えば鳥栖市にしても10%、唐津、伊万里、武雄、嬉野、神埼、こういうところはやっぱり首長のカット率は10%ぐらいあるのです。その辺は職員と一律ではないと。そうしないと、言うように示しがつかないという部分もあるのですね。基山町は、いや、提案する町長は、私たちは管理職6級職と一緒に削減幅で行きますよというふうなことで、これは三役というか教育長も入れてからですけれども、相談されたのかどうかは知りませんが、これで職員さん、えっ、納得するのかなという気も私はしないでもないのですけれども、この今言いました3点について質問いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

まず1点目は、ラスパイレスの問題だったと思いますけれども、このラスパイレス、これはやっぱり私も以前から、この指数の算定には、はっきりした知識がないからかもしれませんけれども、疑問に思っているところは多分にごさいました。やれ、部門によって入らないとか何とかかんとかというふうなそういうことも何かあるやに聞きますし、それから、人事によって、またその辺が若干変わってくるとかというふうなそういうお話も聞いたりもします。そういうことからして、ラスパイレスに対する本当の信頼と申しますか、そういうことはちょっとどうかなというふうな感じでごさいますけれども、それにしても、とにかく毎年こう新聞報道されるのが、基山町はやっぱり市町を合わせて3番目か4番目かそのぐらい

のランクづけで新聞報道もされます。これはやっぱり幾らかその地域性もあって高いのかなというような感じもするわけでございます。平均給与という面から見れば、必ずしも高くはないと、市は10ございますけれども、町の中だけでもそんな高いほうじゃないというような、そういうことの数字も出ておるとは思いますけれども、やっぱりどうしてもこのラスパイレースというのはちょっと気になる部分であるということでございます。

それと、交付税につきましては、これは、もう今の時点でペナルティーを科すというようなそういう話は、私も聞いてはおりません。特別交付税でどうなるのかその辺はわかりませんが、よもやそういうことではなかろうという、一律というふうな、通常の交付税を人件費分の削減分だけ減らすというようなそういうふうなことかなというふうに感じております。

それから、三役が7.3の削減率というのはというようなことでございますけれども、これについては、何年でしょうか、平成19年か20年かその辺に、三役は確かに7%、5%ですか、最初の言い出しは10%、7%だったのですけれども、削減はさせていただいておると、それがずっといまだに続いておるということでございますものですから、今回は6級以上の管理職というような、そこと同率というような打ち出しをさせていただいておるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は、この7.3%を合わせたのをもうこれ以上は言いません。ただ、そういうふうに意見はあるのだと、職員さんの中にも、これは間違いのない事実だと思うのですね。

それから、1級・2級から6級まで差を設けられました、3.9から7.3まで。というのは、若い人、言えば給料が安い人、なるべくそこはカットしたくないと、今から若い人のためにはというのが反映されているということで、私は、この点は町長も十分考えられたかなと、1・2級、そして3級、4・5級、6級というふうに4段階に分けられたことに対して、一律ではないという部分では、私はこの分については評価をします。ぜひとも今から先のこういうことについては、やっぱりきちっとしなければならないというふうには思っております。

それから、先ほどペナルティーはわからないと、あるかもしれないし、ないかもしれない

けれども、ちょっと何とも言えない。これで、議会のほうでもしこれを可決した場合、これは総務省のほうに報告してくださいという通達は来ていますか。というのは、これがある、ないで、向こうは統計をとるのですね。そして、これをもとに場合によっては全部計算するのです。で、地方財政については、国が全部把握しています、基山町の、当然ですね。それで、削減率というのはすぐ計算するのです。そうすると、削減幅が例えば少ない、多いというのは統計として出るのです。そうすると、その削減幅によって、町とかが例えば三百何十とか全国あるとかという中で、ばあっと削減のランクが出るのですね。それによってペナルティーなんかも出ると。だから、そういう関係では、必ず総務省はそういうふうな下から上げてくれというふうな通達が来ると思うのですけれども、今の段階で来ていますか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

通達についてはまだ来ておりませんが、総務省の県の説明会とかでもらっている資料については、その状況について調査はするということで書いてありますので、4月1日現在のこの市町村の取り組みについては、調査をするというふうには言っております。

それから、交付税につきましては、ちょっと財政課に確認したら、何か1回、県のほうでも説明がありまして、基準財政需要額の1.1%程度を交付税をカットするというような話が出ています。ですから、もう実質的に基山でこれを計算しますと、大体3,660万円ぐらい地方交付税がもうカットされると、これは一律全国同じような金額でカットすることになるかと思えます。ただ、その詳細については、ちょっと1.1%というのを説明会の中で1回言っただけで、まだその内容についてはわからないということでした。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今の地方交付税の影響額について、また詳しく説明をさせていただきますと、地方交付税と申しますのは、その自治体の人口とか面積、その自治体のありようによってそれこそ千差万別いろいろあります。それを、今総務課長が申しましたのは、一律にどうこうという統計的な金額ではじいたものでございませんで、これをどういうふうに分けられているかという、町村はみんな一緒の率でとりあえず数値を出したということにすぎません。それも検討

中という数値でしかございませんので、それを計算して当てはめると、基山町では3,600万円ほどになるということでございます。実際に幾らになるかというのは、地方交付税が出た後でもはっきりはわからないと思います。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

こういう発言をすると、議員の皆さんにも職員の皆さんにも嫌われると思いますが、あえて申し上げます。なぜ公務員だけかということについては、私は理解をする旨がありますが、ただ、まだその問題に触れると官民格差の問題とかいろんなことがあるので、そこまでは踏み込めませんが、国と地方との関係のことで申し上げますと、私は承服しかねる、苦渋の決断ということを今町長から申し上げて、その気持ちはわかりますが、ただ、昨年4月から国が7.8%、手当も入れてカットしたと。このときの通達なり通知なり法律のその他の項目で、地方公務員の給与については、地方公務員法及びこの方針の趣旨を踏まえ地方公共団体において自主的かつ適切に対応と、してくれというのは昨年の段階であっているわけですね。残念ながら、ほとんどの全国の地方の自治体がこのことには何もタッチせず、ほほかむりしておったと、震災復興とあえて言うのだったら、国も地方も同時に挙げてやるべきだったはずのやつを、1年以上地方は黙っておったと。政権が変わって、頭に来て強制、私はもうそういうふうにとめています。したがって、昨年の段階で、例えば自主的に各自治体が半分でも3%とか5%とか、国に少し倣いながらそういう方向をとっておけば、ここまで大きな話にはならなかったのではないかというふうな意味で、個人的にはそういうふうにおりますので、ただ、そのことを質問するわけじゃないですが、1点質問させていただきます。今回は三役、それから職員の皆さん、いわゆるもう常勤の職員の皆さんの削減ということですが、今回の検討の中で、議員とか、その他、非常勤の特別職の公務員ですね、減額を検討されたのか、全くされていないのか。されていないければ、なぜかということをお伺いします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

臨時職員、それから非常勤特別職についても検討はいたしました。臨時職員については、

年度当初からもうこの金額でお願いしますということと、さっきの資料にもありますけれども、その日々雇用職員というのはやはり期間を限定して雇用する職員でありますので、常勤の職員ともう賃金がそういうことで格差があればなくてもいいということで、そこについては佐賀県内どこも削減しておりませんので、基山においてもしないということで決めました。

それから、非常勤特別職についても、考え方は、このことについてはみんな痛みを分かち合うという考え方もあるわけですが、これについても報酬についてもそんなに高額ではないから、それと佐賀県内にこれを削減しているところもありませんので、基山町においても、まあ県内していないからということでもありますけれども、削減はしないということで決めております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

国の法律の概要では、委員とか顧問とか参与とか、いわゆる日当、そういう部分も10%カットになっていますね。だから、報酬に関する部分もですね。だから、そのことを含めて全く、検討された上で高額じゃないから外したということで、今理由をお伺いしましたが、今後もしないという考え方でよろしいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

追加では出さないということですが。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第33号議案に対する質疑を終わります。

日程第14 第34号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 第34号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

して、本案に対する質疑を行います。

追加議案書の3ページをお願いします。平成25年度基山町一般会計補正予算（第2号）、ありませんか、3ページ。何か返事をしてください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、歳入です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ歳出、6ページ歳出です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書の3ページですね。この事項別明細書につきましては、歳入歳出全般に質疑を受けます。ありませんか。それでは。重松議員、どうぞ。

○6番（重松一徳君）

ここで聞きます。というのは、先ほど一般職の削減の関係でした。問題は技能職の関係もあるのですね。技能職も2級以下、資料の8ページを見てもらえれば載っていますけれども、技能職がどこに入るのかというのはちょっとあれですけどもね。2級以下が3.9、3級が5.3、4級が6.3ですね。これは先ほどの一般職の部分の削減と同じ率で出されています。私も詳しくはわからないのですけれども、この一般職と技能職の給与表、私はこれは何でかという、もう大分前に、技能職の3級は一般職の2級に相当するというふうな何かそういうのを習ったことがあるのです。だから、技能職の4級は一般職の3級に相当すると。金額が相当するんじゃないですよ、給与表のランクですか。そうすると、本来はこの削減幅ですると、3級については1・2級以下の3.9で本来はしなければならないのではないのかと、整合性を持たせるためには。そして、4級については、4级以上と書いていますけれども、この4級については3級と同じ5.3。そして、現業職で5级以上があるとは、ちょっと私も知らないのですけれども、それについて6.3というふうなこれは改定にしないと、整合性がとれないのではないのかなと思いますけれども、この辺について説明をお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

今言われるように、現業職の職については1から3級が2級相当ということで国のほうも示しております。ただ、基山町、それから佐賀県ですね、行1と行2の給料表の使い方というのは県内でもいろいろありますけれども、県内でこれを行1と行2で分けて今度の減額をしているところはありません。そして、どこも同じ率で減額を組合のほうにもお願いしております、それで妥結をいたしております。基山町においてもそれをお願いしております。ちなみに3級は、基山町の職員は行2のほうは1人もおりませんので、ちょっと実質的には、3級については影響は受けないということになっております。

○議長（鳥飼勝美君）

ありませんか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、第34号議案に対する質疑を終わります。

日程第15 第35号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第15. 第35号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の7ページをお願いします。ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、8ページ、歳入です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、歳出です

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、事項別明細書に移ります。事項別明細書につきましては、歳入歳出一括して質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第35号議案に対する質疑を終わります。

日程第16 第36号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第16. 第36号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）について、本案に対する質疑を行います。

10ページをお開きください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、11ページ歳入、12ページ歳出。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

事項別明細に移ります。これも歳入歳出一括して質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第36号議案に対する質疑を終わります。

日程第17 報告第2号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第17. 報告第2号 基山町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。河野議員。

○5番（河野保久君）

所管なのであした聞いてもいいのですが、ちょっと皆さんにも知っておいていただいたほうがいいのかなと思って説明を求めます。

教育費の中の中学校費の1,300万円、エアコンの設置のところなのですが、先日開放ウイークに中学校がありまして行ったときに、もう何か始まっているのかなと思ったらどこもやっていたので、もうぼちぼち暑くなってくるのにどないになっているのだろうなと思って、純粹にそう思ったものですから、いろいろ入札結果も見てみたら、まだその辺までも段取りが進んでいないようなのですけれども、一体どういう段取りでできるのだろうか。予算のときにもなるべく早目に措置をしてくださいというようなお願いは、予算委員会かどう

だったかちょっとわかりませんが、議会のほうからも要望したように思っています。その辺のところをこれからどういう工程で、もうすぐ夏は来ますし、やっぱりせっかくつけるのだったらさっさとやらんかいというのが僕の素直な考えなので、その辺の工程等をどう考えているのか、お示しいただければと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

大串教育長。

○教育長（大串和人君）

ちょっとお答えになるかどうかわかりませんが、現時点で確認しているところでは、夏には間に合わないというところで、授業に非常に工事で支障があるので、休業中に取りつけの工事をする予定というふうに思っていたところで、9月の当初には間に合うかもわかりませんが。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

いいですか。松石議員。

○12番（松石信男君）

済みません。今、この繰越明許については、当初から予想されていたというふうに思います。それは、今、国が一気にいわゆる景気をよくするためということでやりなさいと、お金は出しますからということで一気に3月補正でもやったわけですから、できるはずがないですよ、事業者はね、こんなに一気に。事業者の中からは、そがん急に持ってこられたっちゃね簡単にできんですよという声もお聞きをするわけですが、それで今現在、もちろん繰越明許ですから、全部事業を今年度でやるわけですがけれども、どういうふうになっているのか、その辺の事業者の選定というかその辺の進みぐあい、事業にもよりましようけれども、できるだけ町内の業者をとという声もございます。その辺も含めて、一体、現在事業の遂行ゼロのようですがけれども具体的にどうされようとしているのか、どうなっているのか、御説明をお願いしたいと思います。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

議員おっしゃいますように、かなりの金額を繰り越しをいたしております。その詳細につきましても、なかなか誤解があってははいけませんので、計画、そういったものにつきまし

ては、そのスケジュール、そういったものは後ほど事業ごとに出させていただきたいと思えます。ただ、言えるのは、城戸線、それから総合公園、それにつきましては7月には発注をしたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようでございますので、報告第2号について質疑を終わります。

日程第18 報告第3号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第18. 報告第3号 基山町下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第3号に対する質疑を終わります。

日程第19 報告第4号

○議長（鳥飼勝美君）

日程第19. 報告第4号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。後藤議員。

○7番（後藤信八君）

つかぬことをお伺いしますが、この土地開発公社の業務をするのに年間どれぐらいの手間がかかっておりますか。事業ですから貸借対照表から損益計算から、いわゆるフルに、例えば土地開発公社をやめて町有地管理して基金管理か何かしたら、簡単に仕事はできると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

正確に計測はしておりませんが、2月と5月の理事会がありますので、その前後にはやはり相当な業務にはなっております。

それから、その基金になったら業務が減るのではないかということですが、そういう開発公社の理事会とかそういう事務はなくなりますので、決算書とか作成の部分はなくなりまして、そういう事務は減るかと思っております。以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、報告第4号に対する質疑を終わります。

以上で、質疑のすべてを終結します。

日程第20 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第20. 委員会付託を議題とします。

ただいまより議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載のとおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定しました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後3時16分 散会～